

城里町総務民生常任委員会会議録

日時 令和3年9月30日(木)

午後 1時30分

場所 城里町役場 3階 委員会室

出席委員(5名)

委員長	菌部 一 君	副委員長	加藤木 直 君
	小 坏 孝 君		河原井 大 介 君
	藤 咲 芙美子 君		

欠席委員(1名)

小 林 祥 宏 君

地方自治法105条の規定により出席した者(1名)

議 長 関 誠一郎 君

説明のため出席した者の職氏名

まちづくり戦略課長	小 林 克 成
総 務 課 長	山 口 成 治
税 務 課 長	佐 藤 宰
福祉こども課長	山 崎 栄 一
農業政策課長	増 井 栄 一

説明補助のため出席した者の職氏名

総 務 課 長 補 佐	堀 口 祐 一
-------------	---------

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿久津 雅 志
主 任 書 記	町 田 めぐみ
書 記	高 丸 哲 史

総務民生常任委員会次第

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項
 - (1) 町長車の運転・修理について
 - (2) 石塚開放学級職員の交通費について
 - (3) サザンヤードカントリークラブからの税金過誤納付について
 - (4) 決算認定について
 - (5) その他
- 4 閉 会

午後 1時30分開会

開 会

○委員長（藺部 一君） 皆さん、こんにちは。何かとお忙しい中、また急な総務民生常任委員会ということで、委員の皆様方、執行部の課長の皆様方には、大変お世話になりますが、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

協議事項

○委員長（藺部 一君） 本日の議題で、実は、第1番目が町長車の運転の修理についてということでしたが、本来秘密会議でやろうということでしたので、最初に一番先が、石塚開放学級の交通費についてを最初にやりたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

ただいまから入るわけですが、城里在住の石塚開放学級の先生が、大子町からの交通費を違法に受け取っているとの匿名の電話があったとのことですので、これを調査するものです。

まず、これについて、議長からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（関 誠一郎君） ご苦労さまでございます。

順番2番の開放学級についてなんでございますが、開放学級の指導者、自動車において過誤の通勤手当を受給しているということが、内部告発がありまして、その告発した方がどこなのかという、それはちょっと不明なんですけれども、ただ名前は分かっていますけれども、はっきり分からない。ただ、その方が、結局その通勤手当の問題を把握していました。

内容といたしましては、石塚に住所がありながら大子から通っているんだと、うその申告をした経緯があって、その大子からの通勤手当を何年かいただいている状態であるというこの内部告発です。この件について、総務委員長にお願いして、今日こういう場を開いていただいたわけですが、これについて、私も資料的なものはもらったんですけども、どこが交通費なのか、どこがその時間給手当なのかという、ちょっと不明な点がありますので、大体月幾らぐらいその通勤手当を払っていたのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

○委員長（藺部 一君） これ、議長、そうするとどなたに。

○議長（関 誠一郎君） こども福祉課が一番いいんでしょうけれども。

○委員長（藺部 一君） 山崎さん、分かる。

○議長（関 誠一郎君） 山崎君、分かる、これ。

○福祉こども課長（山崎栄一君） いいですか。

○委員長（藺部 一君） いいよ。

はい、山崎君。

○福祉こども課長（山崎栄一君） それでは、関議長の質問にお答えしたいと思います。

今の報告した内容につきましては、今月の例月出納検査で監査委員の小坪委員さんより指摘がありまして、現在は内容を調査中でございます。

以上です。

○委員長（藺部 一君） ありがとうございます。議長、調査中ということなもので、どういうふうにしますか。

○議長（関 誠一郎君） 調査中というか、これ調査でそれが分かるでしょう。時間、何時間働いて、時給幾ら払って、プラス幾ら払ったというのは、すぐ分かりますよね。

○委員長（藺部 一君） 山崎君。

○福祉こども課長（山崎栄一君） 一応、先日のその例月出納検査のほうで、小坪委員さんから、一応その実態をよく聞き取りなどをして、把握して報告してくれと言われてまして、今その実態の調査中でございます。なので、まだちょっと細かい点までは、ちょっと特に現在確認できておりませんので、ご理解のほうをよろしくお願ひしたいと思うんですけども、よろしくお願ひします。

○議長（関 誠一郎君） 委員長いいですか。

○委員長（藺部 一君） はい、議長。

○議長（関 誠一郎君） そうすると、あのさ、学童保育の方の時間給って幾らなの。

○委員長（藺部 一君） はい、山崎君。

○福祉こども課長（山崎栄一君） 時間給は、時給900円です。

○議長（関 誠一郎君） 900円、そっか。

山崎君、いい。

○福祉こども課長（山崎栄一君） はい。

○議長（関 誠一郎君） 普通、その私も会社勤めていましたから、普通その通勤費みたいなのは、毎月か半年か、毎月入って、四半期に一度か、とにかく年1回は会社のほうに出して確認をしていたんだけど、もともとそれが違法かどうか分かんなかったから、仕方がない点もあるのかな。

○福祉こども課長（山崎栄一君） 一応、城里町の放課後児童育成事業は、町が事業者となって、各その放課後児童クラブの父母会のほうに委託をして、父母会のほうで指導の先生を採用して運営しているという委託事業なものですから、ちょっとそういった通勤手当も、多分その先生から、先生の申出があったものを、ほかのほうでチェックして、それで

お給料とともに父母会のほうで払っているんで、最終的には父母会のほうで決算のときに、父母会の中にも監査さんがいますから、監査さんが確認して決算を受けていたので、ちょっと細かい内容のほうは、ちょっとこちらで把握していなくて、誠に申し訳ないんですけども、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） いいですか。

○委員長（藺部 一君） はい。

○議長（関 誠一郎君） そうすると、委託しているということは、結局1年間なら1年間、この金額を渡しちゃうわけだ。

○福祉こども課長（山崎栄一君） 4回に分けて。

○議長（関 誠一郎君） 4回渡すわけ。

○福祉こども課長（山崎栄一君） はい。

○議長（関 誠一郎君） そうすると、石塚の学童、開放学級については、別に代表者がいますよね。その方が、お金をそっくり預かってんだ。預かって支払っていると。名前は言えないんだけども。

だから結局は、行政側としては、全くめくらになっているという状態もあるね。

○福祉こども課長（山崎栄一君） それは、間違いない。

○議長（関 誠一郎君） これは、やっぱりね、国・県3分の1、町も3分の1ずつ出している公費ですから、やはりチェック機能を果たさなくちゃ駄目ですよ。前、私、山口さん、七会の山口さんがやっぱりこども福祉課の課長のときに、桂小学校でやっぱり指導者が問題を起こして、私一般質問で追及した経緯があるんですけども、あのときから結局次の課長、次の課長で、引継ぎがやっぱりされていなかったんですね。あのときは、鍵をもって行方不明になっちゃった件なんだけども、そういう経緯があって、当時の山口課長は、ちゃんと本会議で、私は謝罪はしなくていいって、山口課長が責任ある問題じゃないから、山口課長は謝罪する必要はないよと言ったにもかかわらず、謝罪はしてくれたんですけども、その辺からチェック機能をやっておけば、こういう問題も起きないと思う。

ただ、大きな問題は、通勤手当を結局払っていたということになれば、じゃ、その方の在住は石塚なんですよ。学童保育の目の前ですから、住宅、住まいは。そこから歩いて2キロもないところですよ。普通、交通費出ませんからね。現住所が主体で交通費って払うもんですから。遠くから通っているから、それは理由にならない、払っている理由にはならないんですから、その辺はしっかりとチェックして、とにかく1週間か10日以内に回答をもらうようにね、これね。

○委員長（藺部 一君） 山崎君、大丈夫か。その今の議長の答弁に対して。

山崎君。

○福祉こども課長（山崎栄一君） その例月出納検査の後に、小坪議員さんのほうからも

厳しく指摘されまして、それにつきましては、よく内情を精査して調査して報告いたしますので、ちょっと1週間かどうか何とも答えられないんですけれども。

監査委員さんから指摘があったんで、監査委員のほうから報告でよろしいですか。

○議長（関 誠一郎君） いや、こうやって総務委員会開いているんだから、やっぱり総務委員会のほうで、やっぱりこっちが報告、監査委員には監査委員で報告もらって、こっちはこっちで報告もらわないと、今日はその会議を開いているんですから。その代表の方を早急に呼んで結局調査しないと、幾ら公設民営だっていっても丸投げの状態で、こういう使い込みという実態があった場合は、これ大変な問題ですから、これはやっぱり緊張を持って対応してください。早急に対応してください。

その人のためにです。代表者のためにも、私、その評定表、そのお名前も挙がっていませんけれども、その方を何も陥れるためにやってんじゃないんですよ。結局、税金は正確に使われていなければ、やっぱり私どもは議会として不信感を持つということですので、それを払拭すんのか、どういうふうにするのか、それはやはり給料明細だって、時間外手当だって、全部出ているんでしょうから。結局、この通勤手当は、もう何年もあるみたいだから、これはすぐ出るわけですよ。その人に、通勤手当払ってたのは問題ですからね。石塚なんですから、歩いて1キロあるかないかですよ、その方の住宅と、今の学童開放クラブの教室は。これは、やっぱり厳しくやっていただきたいと思います。早急にね。

○委員長（藺部 一君） 山崎君、今お話、議長からありましたように、実態は早急に調査をされて、あと今後どういうふうにするのか。あと、委員会のほうと、監査のほうにも報告をしてください。

個人の名誉にも関わることですので、慎重にやって結構です。やはりこれは大事なことです。期間はいつまでもというわけにはいきませんので、後で途中結果は私のほうでもください。そうすれば、当然監査委員さんもおりますので、同時にそれで結構ですので、途中経過を出していただければありがたいと思っています。

それで、いいですよ。

○議長（関 誠一郎君） はい。

○福祉子ども課長（山崎栄一君） はい。

○委員長（藺部 一君） はい。

○副委員長（加藤木 直君） ちょっと、二、三点伺いたいんですけれども、まずお金の流れというか、それは大体、四半期ごとに支払われているということなんだろうけれども、そうしますと、そこで事務をやる方というのは、そこで働いている方が、先生方が自分たちの、結局何時間働いて、何日、何時間働いて、それで通勤手当は幾らとかというのは、自分たちで全部やっているんですか。全く関係のない第三者がやるんじゃないかと、その事務的なことは自分たちでやっているのかどうか。

○委員長（藺部 一君） 山崎君。

○福祉子ども課長（山崎栄一君） 一応、運営のほうは、父母会のほうで運営をしておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（関 誠一郎君） 代表は別にいるんだよ。

○副委員長（加藤木 直君） そうすると、父母会のほうで、例えばその職員なんですね。今回出てきた問題は、そのAさんという職員が、石塚在住なのにもかかわらず大子から通っているようにしているというのは、父母会がそういう事務手続をしているということなんですね。もし、そうであれば。自分で自分のご飯茶わんに、自分でこう盛っているわけではないですよ。それは父母会が、そういうふうにやってあげているということですよ。よろしいですか。

○委員長（藺部 一君） 山崎君。

○福祉子ども課長（山崎栄一君） もしそうであれば、その辺も含めて調査中なので、ご理解願いたいと思います。

○副委員長（加藤木 直君） 私思うんですけれども、やはりお互いに顔見知りとか、そういう中で事務的な部分をやると、じゃ、このぐらいはという、自分でその好きなようにご飯茶わんにご飯をついでやるようなことになってしまうと思うんですね。

ですから、本来それって、役場でできるんだっただらば、ちゃんと書類だけ出してもらって、その完全に委託で、自分たちだけでそのお金の支払いやるんじゃないくて、こちらでちゃんと口座に振り込んでやるかというふうにしたほうがいいのか、それとも栃木とか向こうのほうでは、もう完全に民営化みたいな感じで、SHIDAXとか、そういうところに委託しているのもありますよね。

ですから、いろんな話聞きますと、こちらの開放学級では何時までやっているとか、こっちでは何時までしかやっていないかという差が出てきて、当然長くやってもらえれば人気出るじゃないですか、長くやってもらおうほうに。それは、町がやっぱり関わって公設でやっているんだっただらば、時間はある程度統一してもらおうような形じゃないと、人気のあるところとないところ、接触するのは、対応するのは個人個人だから、なかなかそれを同じようにしろということもできないだろうけれども、ただ時間的なものぐらいは、やっぱりある程度公的機関が関わっていれば、指導して同じような時間帯でやるようにしたほうがいいのかと思うんですけれども、それもちよっと検討していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（藺部 一君） ほかに。

河原井委員さん。

○委員（河原井大介君） 総務民生常任委員会の次第の中に、石塚開放学級の職員の交通費についてとありまして、これちょっとよく、私も今日初めて聞いたので、よく分からないんですけれども、議長の下に石塚開放学級の交通費について内部告発があったんですか。それが、監査委員の例月出納で確認された。何が問題で、何を今調査しているのか、ちょ

っと概略を説明してもらえますか、まず。総体的な話を、どういう意味なんですか、どういうふうなのかが、いまいち分からないので教えてください。

○委員長（藺部 一君） 山崎君。

○福祉こども課長（山崎栄一君） 今月の例月出納検査のほうで、小坪さんからそのほか指摘された内容につきましては、その先生の居住の実態を、要は今回問題である交通費の、居住の実態を確認してほしいというものでして、それを今現在調査中です。実際その、今、要はどこから通っているかというのを確認してほしいという、その確認です。

○委員長（藺部 一君） 河原井さん。

○委員（河原井大介君） そうじゃなくて、今断片的に様々なお話ありますね。大子町というキーワードが出たり、2キロ圏内に住んでいる方だったり、職員さん何人いるかよく分からないんですけれども、そのどういうものか、概略を説明していただけますか。

○議長（関 誠一郎君） じゃ、それは私のほうから説明します。

これ、1人の方なんですけれども、1人の職員に対して、何か親の介護で大子から通っているということで、その大子までの、大子から石塚までの旅費を取っていたということでありまして、旅費というか通勤手当ですね。通勤手当というのは、あくまでも住所が、現住所が原点。本当に毎日、大子まで行っているのか。私も何回かその自宅まで確認はしましたけれども、車があるんですよね、大体。そうすると、本当に土曜、日曜だけ大子に行ってるのか。

当初、その交通費を父母会に申し入れたんでしようけれども、それがすんなり通って、ずっと何年も交通費を取っているということが、私のところへ通知があったものですから、これはおかしいだろうと。通勤手当というのは、あくまでも現住所が主であって、じゃ、仮に群馬県へ泊まりに行き、次の朝はこっちへ勤めに来るからその通勤手当というような話と公私混同しちゃいますので、それは調査をしなければならないということで、今回この議題になったわけです。

○委員長（藺部 一君） 河原井さん。

○委員（河原井大介君） いずれにしても、石塚に住んでいて、通勤手当を大子からもらっているということですね。大子というその距離感の中で、手当をもらっている。

ちなみになんですけれども、何年間その方はもらい続け、総額幾らですか。

○委員長（藺部 一君） 山崎君。

○福祉こども課長（山崎栄一君） それも含めて、現在調査中です。

○委員長（藺部 一君） 河原井さん。

○委員（河原井大介君） 資料に書いてありますよね。1時間あれば分かりますよね。何を調査しているんですか。だから、内容の調査をしているんですか。何年間やったぐらい分かりますよね。だって、手当に書いてありますから、距離数と金額が。それが何年間続いていて、その幾らですかと聞いています。

○委員長（藺部 一君） はい。

○委員（小唄 孝君） 委員長、ちょっと私、ちょっとね、監査委員、監査委員って、監査委員にばかり名前を振られ過ぎたから、ちょっと。

監査委員では、山崎君はちょっと今年の4月に来たばかりで分からないという状況の下で、増井元こども課長に聞いたならば、そういう交通費の支払いの実態はありますつつうことなもんで。実態があるつつうことで、私が課長をやってるときに、そういうことであつたということなもんで。

そんだから、通勤費が出ているのか、出ていないのか、課長、もう出納検査やって1週間過ぎている中で、そういう答弁をしていたんでは全然話が進まないんじゃないんですか。だから、その通勤手当が、支払いの中に通勤費つつう額がもう書いてあると思うんで、それが幾らいただいてっか。要するに、控えがあると思うんだよね。調査中だ、調査中なんていうのは、そういうようなことを言われて、監査委員がこうだあだなんて話じゃなくて、やっぱり増井課長のときに、そういう実態がありますつつう話だから、通勤費を支払ってますっていう、そんだから、そういう形でよく調査してください、幾ら払っているんですかって、時間給で何日働いて、その支払いのほうも適正にやられているのかどうか、時間給1時間900円で払われているってことだから、時間給と、そんだから出席簿も確認して、本当に大子のほうから通つてんのかどうか。それが仮に、私がその実際に大子まで行って調査をするつつうことも明言してんのか、出納検査の中で。そういう形で明言してんのに、1週間もたつのに、そういうまだ分かりません、分かりません。だって、給料明細見たら分かるでしょう。だって、それ見せてもらっただけで、実際に支払いがあつたかどうかくらいなんて。それが、1週間たつても分かっていないなんて話じゃ駄目よ。監査委員の名前を使われても、いかがなものかなと思うのよ。出納検査終わって、22日にやって、もう1週間にもなるのに。

○議長（関 誠一郎君） ちょっと、委員長から。

○委員（河原井大介君） ああ、そうですか。

○議長（関 誠一郎君） 一旦、振って。

○委員長（藺部 一君） 実は、これ、役場の中の話だったら、一般の方の傍聴でもいいのかなと思ったんですが。

○委員（小唄 孝君） 何。

○委員長（藺部 一君） 役場以外、それ個人の名前が、ほら、今の。

○委員（小唄 孝君） 個人の名前なんか出てねえのに。

○委員長（藺部 一君） まあ、それはそうだけれども。

○委員（小唄 孝君） 何も出てねえのに、何をやってんのかよ監査委員が。監査委員の名前が出されて。

○委員長（藺部 一君） ちょっと、だから、小唄さん、やっぱり俺なりには心配したん

だよ。

○委員（小唄 孝君） 何を心配したの。

○委員長（藺部 一君） 個人的な名前と、その方にいろいろ迷惑が……

○委員（小唄 孝君） こういうことをやってるから、出納検査と何もできないのよ。そういう秘密会だ、秘密会だってやっていて。だから、決算認定だって私はしたくないって。こういう調査に十分に協力してもらって、やっぱりやってんならいいけど、こういう形でやってっから、何もかにもいいかげんでやっていることなのよ。

○議長（関 誠一郎君） 藺部さん、まず聞いてよ、委員さん、みんなに。了解得てよ。

○委員長（藺部 一君） じゃ、本当は秘密会ということ……

○委員（小唄 孝君） 秘密会にならないでしょうよ。個人情報が出てないもの。

○委員長（藺部 一君） まあ、ちょっと待って。そういうことで、一般の方を入れないつもりなんです、名前が出ないということなもので、傍聴を入れてもよろしいかどうか伺いたいと思います。

○委員（小唄 孝君） 入れねえとおかしいでしょ、だって。

○副委員長（加藤木 直君） 全然名前出ないから、いいんじゃないんですか。名前、今までも出ていないし。

○委員長（藺部 一君） じゃあ。

○委員（河原井大介君） いいです。

○委員長（藺部 一君） それでお願いします。

河原井さん。

○委員（小唄 孝君） 入れねえなんてのは、初めて聞いたよ、ここで。

○委員（河原井大介君） あの、すみません、ちょっと確認したいんですけども、先ほど、前任者、今日は増井さんもおいでだということなんですけれども、これ、何年ぐらいやっていたんですか。その状況で続いていて、総額幾らですか。分かる範囲で、ちょっと教えていただければと思います。まず、そこからなんですけれど。

○委員長（藺部 一君） はい、増井君すみません。

○農業政策課長（増井栄一君） 委員長、農業政策課長で前任の福祉こども課長ですが、よろしいですか。

○委員長（藺部 一君） はい、どうぞ。

○農業政策課長（増井栄一君） 河原井議員さんのご質問でございますけれども、石塚地内で2キロメートル以内の場合というのは、通勤手当は出ないことになっております。住所地から石塚開放学級までの正確な距離を、私は確認していないんですけども、2キロ以内で支給がないところで、大子町から支給ということになれば、大子町から石塚開放学級までですと1日700円になります。これが1か月20日開設していたとなれば、二、七、十四で1万4,000円の支給。通勤手当がないところを1万4,000円、毎月増額になると

というような計算になります。

経緯をお話しさせていただきますと、私が在任中の令和2年度途中だったかと記憶しておりますけれども、調査の結果で期日のほうは明らかになるかとは思いますが、放課後児童クラブの当時の支援員さん、別の支援員さんから問合せがありまして、当該支援員さんについて、大子町から親の介護で通っている。そういった場合に、大子町からの通勤手当の支給ということはできないのかという問合せ、支援員さん2名からいただきました。ご本人からではなかったんですけども、内容について、私は当時、教育・保育の認定等は住所地、これは住民記録、住民票のあるところではなくて、居住の実態で日常的に生活をしているところが住所地とみなすことが一般的であるというような見解を理解していたもんですから、民法上にも、普段いる寝起きするところが住所地というような解釈があるものですから、もしその大子町から日常的に、親の介護で大子町から城里の開放学級のほうに通勤していれば、通勤手当として支給できる要件を満たすのではないのでしょうかという返答はいたしました。

実際に、その本人に対しても、後日運営の状況の確認などの際に、大子町から通って大変ですねなんていう話をしたんですが、兄弟はいるんですが私に頼られているというようなところの返答を聞いたもんですから、本人の弁と合わせて、別の支援員が私のところに問い合わせに来たという事実も含めまして、大子町から通っている、日常的に通っているかどうかという確認がちょっとまだかもしれないんですが、大子町から開放学級まで通っているのは、ほかの先生方も共通の認識とされているところで、支出に関しては問題ないのでしょうかという返答をしたことは、事実でございます。

前段でお話ししましたように、もし支給がされていないものが支給されているというようなことになれば、差額としては月1万4,000円程度、これ掛ける、月の分なんですけど、2年度の途中だったと記憶しているもんですから、1年未満の月数での計算になるかと思えます。

経緯を含めた金額については、以上でございます。

○委員（河原井大介君） ありがとうございます。

○委員長（藺部 一君） 藤咲さん。

○委員（藤咲芙美子君） 今の増井課長の話で、大分明るみになりました。

私は大子町から何で通うような経過になったんだろうかと、非常に不審に思っていたところでした。その石塚地内にあつて学童クラブと近い距離にあるのに、何で大子から通わなくちゃなんないんだろうというような疑問があつたんですけども、この件については、非常に明快な答弁をいただいたということです。

ただ、私もこう考えたときには、やっぱり居住地というよりも、私なんかも考えれば、自分の母親の介護のために、しょっちゅう夜勤明けでも何でも福島に帰っていました、車で。でも、それが介護のためだからといって通勤費を求めるかといったら、それは絶対で

きないような状況です。

ですので、通勤費というのは、あくまで、やっぱりその居住地においたところで、住所があるところで、介護に行こうも行かないも、そこから通勤したというのはちょっと違うんじゃないかなっていうことを、ちょっとこう考えます。ですので、それはやっぱり、確かに本人からではないということであっても、もうちょっと真剣にそれは考えたほうがよかったのかなというようなどころはあります。

ですので、確かに増井課長の答弁がない前でしたら、大子まで通っているというのは、ちょっとやっぱり異常なんじゃないか。虚偽の報告であって、虚偽の金額を受け取っていたんじゃないかというようなことを考えていたものですから、ちょっとその辺のところは、はっきりちょっと分かりませんが、私は今のところ、もう少し、しっかりとその調査というか、どういうことでこうなったのか、本当に何日間ぐらい大子で通っていたのか、毎日通っていたのか、どういうことなのかをしっかりと、きちんと調査をした上で、山崎課長には報告をいただきたいと。

小塚委員さんが、1週間もたつのに何も調査中、調査中って言っていましたけれども、確かに私もそれには疑問です。1週間あれば、しっかりとやる気があるのかないのかを問われると思います。1週間あれば、きちんと調査はできたはずですよ。もう少し真剣に考えていただきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（藺部 一君） 小塚さん、いいですか。

○委員（小塚 孝君） 今、藤咲さんに言われたように、交通費が払われてんのか、払われていないのか、もう1週間もあれば分かるでしょう。それで、払ってあるって言えば、私が大子まで行って、本当に生活実態があったんだか何だか調査するよ、出納検査の中で。そういう人を調べないと、やっぱり何だかんだ言えないから、私は大子まで行って調べてくるよって言うのに、そういう1週間もたたないで調査中、調査中ってやっていたんでは、全て城里町の役場がそういう感じでやっていたんでは、何も進まないでしょう。実際に通勤費が払われていたのか、払われていないのか、今日のこの場で発表するぐらいの意気込みを持ってほしいと思う。

以上。

○委員長（藺部 一君） 河原井さん。

○委員（河原井大介君） 結局のところなんですけど、今、議論になっている大子町から、生活実態はないのに通勤手当をいただいているということが、調査の結果、判明した場合というのは、その、こども福祉課になるんでしょうかね、所管が。どのように考えていますか。

それ、そもそも父母会というところが一旦お金を預かって、そこで自由に使っているお金。原資は税金だとしても、そこに関与するに当たっては、先ほどお話あったように、介

護だったら許される、実態なくても。もしくは、実態が通勤手当としての2km圏内のものが必要なのか。その法的な解釈や、今役所内で調整、要は調査の前ですね、前提として、そのことが分かった場合には、実態がなかったという場合には、どういうことになるのでしょうか。分かる範囲、当然分かっていると思うんですけども、どういうことなんでしょうか。

○委員長（藺部 一君） 山崎課長。

○福祉子ども課長（山崎栄一君） 実態が分かった場合には、当然通勤手当は過誤になりますので、それはもう当然、返してもらうと。

○委員（河原井大介君） 返してもらう。

○福祉子ども課長（山崎栄一君） はい。ということで、今、自分は考えています。

以上です。

○委員長（藺部 一君） 小坏さん。

○委員（小坏 孝君） 今ね、払ってあったから返してもらうっつうだけの問題じゃないと思うんだよね。今の話で行けば、父母の会が7名か何名かで会計から全てやっているっつうことになれば、やはり7名の方が、もう駄目だと思うんですよ。そういう形で、やっぱりその役員というか、全て役員変えないと、やっぱり国から来ている、県から来ている金を適正に支払われてやっているっつうことが前提ですので、そういう、もしそういうのが発覚したとしたら、私からすれば、役員全て入れ替えて、父母の会を入れ替えて新たにやってもらうような形で、再出発するような形を考えていてください。

○議長（関 誠一郎君） いいですか。

○委員長（藺部 一君） はい。

○議長（関 誠一郎君） 山崎課長、これね、調べるの簡単なんですよ。その月その月の給料明細って出ているでしょう。

○委員（小坏 孝君） 出ているよ。

○議長（関 誠一郎君） これ、給料明細持ってくれば分かるでしょうよ、それ、一発で。通勤手当って項目もあるでしょうから。

○委員（小坏 孝君） あるよ。

○議長（関 誠一郎君） 時給幾らだとか。だから、通勤の明細書、これすぐに出るわけですよ。

○福祉子ども課長（山崎栄一君） 明細のほうは出ますけれども、その本人の居住の実態を確認しなければ、そちらのほうは調査している段階です。

○議長（関 誠一郎君） でも、それもそうだし、通勤手当を払っているかどうかということも、こっちは確認しなくちゃなんないんですよ。

○委員（小坏 孝君） でも、生活実態より居住の住所地だよな。

○議長（関 誠一郎君） 生活実態なんてのは、二の次ですよ。

○委員長（藺部 一君） いいですか、課長。今、いろいろこう時間的なもの、申し訳ないがあるもので、今言われたことをよくとどめていただいて、それで勤務の、通勤の実態と、あとそれが分かった場合の金額とか、そういうのも報告をしてください。あまり長く時間をかけないで、報告をお願いしたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） でも、これ後手後手に回ったら、父母会の会長とその担当者を、ここへ呼ぶことになりますからね、後手後手に回ったら。その辺、肝に銘じてお願いします。

以上。

○委員長（藺部 一君） それで、あの……

○議長（関 誠一郎君） 日にちだけ決めてよ。

○委員長（藺部 一君） 山崎課長、どのぐらいで出ますか。

○福祉子ども課長（山崎栄一君） 2週間弱。

○委員長（藺部 一君） 1週間か。

○福祉子ども課長（山崎栄一君） 2週間。

○委員長（藺部 一君） 2週間か。

○福祉子ども課長（山崎栄一君） 2週間です。

○委員長（藺部 一君） 2週間。

○副委員長（加藤木 直君） 今、どの辺まで調べているの。

○福祉子ども課長（山崎栄一君） 一応、本人のその聞き取りの調整ですね。それをやっています。

○副委員長（加藤木 直君） 聞き取りの調整か。

○福祉子ども課長（山崎栄一君） はい、ええ。

○委員（小坪 孝君） 聞き取りの調整って何。

○副委員長（加藤木 直君） 調整つつうのは、いつ聞き取りをするか、日にちを調整してるつつうこと。まだ決まんねえんだ。

○福祉子ども課長（山崎栄一君） ちょっと本人が昨日今日と葬式で、なかなか連絡取れなくて、本当に誠に申し訳ないです。

○委員長（藺部 一君） じゃ、2週間をめぐりに、課長、報告を。

○議長（関 誠一郎君） 2週間、2週間めぐりなら、日にちをきちっと決めましょうよ。

○委員長（藺部 一君） そうだな、13日、13日でもいい。これ、委員会開かんでも、13日に回答がありますので、委員会は開きません。

○委員（小坪 孝君） 開かねえでいいのけ。

○委員長（藺部 一君） あとはその、山崎課長、その中で……

○委員（小坪 孝君） 委員長、報告は何、開かないで聞くの。

○委員長（藺部 一君） いや、文書で報告してもらおう。

〔「休憩しますから」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藺部 一君） じゃ、一旦休憩します。

午後 2時12分休憩

午後 2時22分開議

○委員長（藺部 一君） 先ほど、2週間後に山崎課長のほうから報告をしますというふうにあったんですが、文書でって言ったんですが、委員会をもう一度開きますので、そういうことでよろしく願います。

だから、2週間だし、14、14で。

○議長（関 誠一郎君） いや、2週間は置きすぎだ。1週間。

○委員（小坏 孝君） 委員長、監査で22日に指摘して、それからまた今日から2週間なんて話をしていたら、何も調査もできないし、今の監査委員の監査の裏づけをするようなもんであって、もうちょっと今日は、年末の初めだから、8日ぐらいまでに報告させて、その後に委員会を開く予定を立てて、みんなに決めなきゃなんねえんだから、せめて8日あたりまでには報告してもらって、十二、三日には委員会を開く考えをしなくちゃなんないんだから。

○委員長（藺部 一君） 分かりました、そうしましょう。

山崎君、8日の日までに作って。

○福祉子ども課長（山崎栄一君） はい、分かりました。

○委員長（藺部 一君） 次の委員会は、10月の……

○委員（小坏 孝君） 2週目に考えなきゃなんないよ、それが出てから。出てから。出ねえうちに決めたんでも、危ねえべな。

○委員長（藺部 一君） じゃ、13日に委員会を開く目途でいますので、そういうことで、委員さん、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藺部 一君） じゃ、山崎君、その点よろしく願います。大丈夫か。

○福祉子ども課長（山崎栄一君） はい、はい。

○委員長（藺部 一君） じゃ、石塚児童クラブの費用の件については、以上で終わりにしたいと思います。

続いて、町長車の運転・修理についてということでございます。

これは、9月定例会の前に、全員協議会でも問題になった案件であります。1つは、町長車のバンパーの修理。2点目が、誰が傷をつけたか分からない。3点目が、保険を使おうと思ったが、誰か分からず、小川君に頼んだが断られた。結果は、一般財源で修理したという内容でございます。

この件につきましては、先に議長のほうに了解を取りまして、当事者の小川君のほうに

は出席を求めないで、私が当事者であります山崎課長と小川係長に、了解取りまして、お話を伺ってまとめたもんですから、それをご報告させていただきます。

9月26日に、自宅のほうに山崎課長においでをいただいて、話を伺いました。翌27日に役場において、佐藤課長と小川さんで同席をしてお話を伺いました。結果は、次のようなわけであります。

令和2年3月、町長公用車の車検の際に、バンパー等に傷があったので、車検時に修理をしてほしいという依頼があったと。当時は、まちづくり戦略課に小川君がいたためであります。それで、当時の財務課の山崎課長は、事故ならば1万以上の修理費は保険の適用になるので、そちらで事故報告書を提出してほしいという旨のことを、担当の小川君に伝えた。小川君は、当時は大曾根課長でしたので、それを伝えたところ、事故の経緯が分からないから駄目だという判断で、車検のときに町の経費で修理したということなんです。

以上が、その関係した方の私の聞き取りなんですけど、多少ニュアンスの違いはあると思いますが、約1年半前のことですので、そういうことをご報告をさせていただきます。

山崎君、おいでなんですけど、大体こういう中身でよろしいですか。

一応、委員の皆さん、そういうことをご報告をさせて……

○委員（藤咲芙美子君） 委員長、それ文章は。我々には見せてもらえないんですか。

○委員長（藺部 一君） これ。私が作ったんだから、いいですよ。

○委員（藤咲芙美子君） できれば。

〔「コピーお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） それと、局長、頼み事があるんだけど、全協のときに山崎君が答弁した、これの音声も聞きたいんですけども。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議会事務局長（阿久津雅志君） もういいですか。

〔「はい」「大丈夫です」と呼ぶ者あり〕

『当時、令和元年11月ごろだったと思うんですけども、まず、まちづくり戦略課のほうから町長車に傷がいっぱいあると。一応、その翌年の2月か3月に車検があつて、車検のときに合わせて直したいんですけども、相談がまずありました。一応、町村会の保険につきましては、1万円を超えないと保険適用になりませんので、その傷が事故であるのであれば、公用車管理規定のとおり、事故報告書のほうを出してくださいというふうに進言をしました。そうしたところ、その当時、小川君のほうから、誰が事故を起こしたか分からないという発言がありまして、そのとき、一応こちらでは、町の費用を負担するのは、ちょっと財政においても、それはちょっと忍びないので、できれば保険で対応したいと思ひまして、秘書担当に、誰が事故を起こしたのか分からないということであれば、要は、その車は公用車ですね、まちづくり戦略課が管理している車ですんで、担当部署で誰が事故を起こしたのか分からないというのは、それもちょっと問題だと思うんで、だったら担

当者の小川君に、その当時、事故報告書出してもらえないかと言った覚えはございます。ただ、一応小川君も、自分が起こした事故でないので、それはできませんと、まさに最もだと思しますので、今回の件に関しては、そういった経緯がありまして、最終的に、ちょっと忍びないんですが、町の費用を負担したという経緯でございます。以上です』

○委員長（藺部 一君） 一応、全員協議会の録画を聞いてもらいました。

○議長（関 誠一郎君） あの、委員長、いいですか。

○委員長（藺部 一君） はい。

○議長（関 誠一郎君） 小川君には、直接私も事務局で、局長また、もう一人の課長さんを間に入れて、一人一人は個人的には言った言わないになりますので、間へ入ってもらって、小川君にも聞いたと。

そうすると、事故報告書を提出してくれないかという問題じゃなくて、小川君は、運転していたことにしてくれないかというふうに頼まれたと。それ、全然違うわけですよ。だから断った。事故報告書を書くのは、何ら違和感ないと思う。ただ、誰が運転したか分からない。これ、公用車で誰が運転していたか分からないっていうのは、まずあり得ない。誰かが運転していなければ、傷はつかない。それを、じゃ、誰もいないから、しょうがない、税金で直そうと。これは、背任行為ですよ。大きな問題ですよ、額は大小にかかわらず。それと、運転していたことにしてくれないかという問題は、替え玉未遂です。また保険金詐欺ですよ。これを安易にやってしまった。これは大きな問題です。

去年の4月、5月、私、監査をやった。そのときに見つけたのが、森島鍬金の領収書5万5,000円。あのとき、当時財務課の課長補佐だった山崎君に来てもらって、説明を求めた。そしたら、一切何も言わない。誰が運転したか、それも言わない。でも、山崎君は、全協でよくあれだけしゃべってくれたと思うよ。

でも、ただ、そうですかという問題ではない。これ、5万5,000円使った税金。これ、町長にすれば、大きな問題ですよ。町の行政を預かっている町長が、普通なら、これ、おかしいだろう。誰が運転していたか分からないから、税金で直しちゃえと。これ、町長が判断したと思うよ。でないと、使えないと思うよ、この5万5,000円。ただ単に、担当課、財務課が使えるお金ではないと。そういう事例が前にもあったのか、これ。聞いたことあるか、総務課長。

○委員長（藺部 一君） 山口総務課長。

○総務課長（山口成治君） 私は確認していませんね。

○議長（関 誠一郎君） 前にはそういう記憶はないと。

○総務課長（山口成治君） 私の範囲ではないですね、はい。

○議長（関 誠一郎君） でもこれは、ただ単に修理をしました。それとまた、あと財務課の江幡君の、この間の全協の発言の中で、傷がついたということは認めなかったよね、最後まで。経年劣化だということを、最後まで言い通した。こういうこと自体も、財務課

一丸となって町長を守ろうとしたんじゃないの、これ。だから、悪質だと私は判断をするんですよ。

本来なら、町長、運転していたのは明らかなんですよ。私は日報をもらっていますから。2019年10月11日にやったであろう。12日は水害ですから、町長一人で見回ったのは分かっていますよ。公用車、町長車乗って。でも、そのとき、公務で行ってれば、こすっちゃった、ぶつけちゃったって言えば、素直に言えば保険金使えるわけですよ。いや、実は、こういうわけで見回り行ってぶつけちゃったと。それが言えない。公務、なおさら金曜日の午後から出て行って、公務の日に車こすっちゃった。保険使ってくれ。これは絶対、町長は隠すしかないんですよ。だから、財務課一丸となって、町長が運転したのを隠そうという、これは画策。議会としては認めるわけにはいかない。

でも、1点、私は情をかけたんですよ、町長に。この9月定例会初日に、町長、謝罪しろと。ぶつけたのは私。5万5,000円は公費に戻す。これをやれば騒がないと。でも、私は一切払わないということで抵抗したから、今日この問題を取り上げてやっているわけですよ。

でも、本来誰がやったか分からなくて、町長、歳出するのに印鑑押しますか。前にもこういうことやってたのかな、しょっちゅう、というふうに疑われるよ。何も保険入っているんだもん、保険で直せば何ら問題ないでしょうよ。ただ、保険を使うということは、誰が運転していて、どこでどういうふうに、何時何分にどういうふうになって、こう傷をつけたという報告をしなくちゃならないから、その報告ができないから、こういう始末になったんでしょう。

○委員（小唄 孝君） これ、これは誰が書いたの。

○委員長（藺部 一君） ああ、僕。私が書いたんです。

○委員（小唄 孝君） 藺部さん。藺部さんか、これ。なんか、町長の字そっくりだったから。

○委員長（藺部 一君） そんなことないよ。

○委員（小唄 孝君） これ、何でこの、バンパーがひがれたつってんのに、小っちゃな傷だなんていう、これ聞き取りをしてんの。バンパーがひがれちゃって……

〔「破損、破損」と呼ぶ者あり〕

○委員（小唄 孝君） 破損しちゃってんのに、何でこれ、今になって報告が小っちゃな傷になってんの、これ。

○委員長（藺部 一君） 小さな傷が幾つかあったって聞いたんです。

○委員（小唄 孝君） ん、何。

○委員長（藺部 一君） 小さな傷が幾つかありましたって。

○委員（小唄 孝君） 何で、議場でバンパーが。

○副委員長（加藤木 直君） 委員長、いいですか。

○委員長（菌部 一君） はい。

○副委員長（加藤木 直君） あのね、私一般質問の中でも、確か町長が、バンパーにタッチペンで、バンパーのところを塗っていたと、バンパーを。職員が何人もそれを見ているよと。町長、あなたがやったんですかと私は言いませんけれども、でも、町長そういうことは部下にやらせてくださいって。あえて、あなたがやったんでしょうとは私は言わなかったんですよ。そういうことは、部下にやらせたらいいんじゃないんですか、タッチペンはどこで買ってきたんですかって、私が一般質問のとき言ったらば、いや、私そういうことは、塗ったりはしていませんと。でも、何人かの職員が、もう見ているんですよ。みんな見ているんですよ。ええ、実際に。

でもそれを言わないでいる。皆声を上げないでいる、この体制がまずまずいのと、それから、誰も町長、あなたがやったんですかなんて、私ら一言も言っていないですから。にもかかわらず、全協でしたっけ、あの全協のときに、町長は立ち上がって2回言いました。私ではありませんということ、2回言ったんですよ。だったら、私だったらですよ、私だったら、自分が疑われていると思ったらば、ちゃんと調査委員会つくって調査しますよ。調査すればいいんじゃないんですかって、私も町長に言いましたよ。そうしたら、そうですねって言ったきりです。いまだに、まち戦課長、調査委員会なんかつくっていないでしょう。そうでしょう。

と言うのは、自分が疑われているからと思って、私ではありませんって言ったわけだよ。でも、あのね、通常だったら、調査委員会つくって、これからそういうことが度々起こっては困ると。そうでしょう。度々そういうことが起こって、それで誰がやったか分からないというようなことって、まだ小さい車のことだからいいけれども、ほかのことだったら大変ですよ、これ。町民の、例えば生命とか財産とかを守る部分の、いろんな部分でそういうことが、私は知りませんか。みんな、やはり正直に何事も言わないと、大きな問題に発展していったときには、もう遅い。だからもう、ちょっとガバナンスの問題があるんだよ、組織の問題がありますよ、これ。

ですから、小さいことかもしんないけれども、こういう小さいことから芽を摘んでいかないと、私は大きなことに発展していくんじゃないかなというふうには思っていますね。ですから、皆さん、分かっていることは、正直に駄目なものは駄目と言ってください。

○委員（小唄 孝君） これ、菌部さん、なんで菌部さんが1人で聞き取りして、これ小っちゃな傷だなんてのは、話になってんの、これ。破損したつう話で議会で聞いてんのに、菌部さん1人で聞き取りをやったんだつうのが、委員会開くべつうのに、ここできちんと聞いたほうが、小っちゃな傷つうのが気に入わねえよな。破損だつて言われてんのに。

○副委員長（加藤木 直君） 委員長、ちょっとその前にいいですか。

○委員長（菌部 一君） 副委員長。

○副委員長（加藤木 直君） 山崎課長、そのとき、バンパーの傷の状態というのは、どういふものか見ましたか。

○委員長（藺部 一君） 山崎課長。

○福祉こども課長（山崎栄一君） その当時は、一応まちづくり戦略課長に依頼されて、実際修理の傷は見ておりません。申し訳ありませんけれども。

○副委員長（加藤木 直君） 見ていない。

○委員（小坏 孝君） 何。

○福祉こども課長（山崎栄一君） 見ておりません。

○委員（小坏 孝君） 行ってねえのに、破損つうのは何なの。

○委員長（藺部 一君） 破損って書いたのは、俺が書いたんだけど。

○委員（河原井大介君） 委員長、ちょっといいですか。

○委員長（藺部 一君） 河原井委員さん。

○委員（河原井大介君） 今、小坏委員さんが言っているのは、三村議員さんが全協のときに確認した際、経年劣化ですよねと言ったときに、当時の財務課長補佐のほうが破損であるというふうに行ったと。その発言をもって、破損であったよねという確認が取れたと。

だから、実際には、様々ないろんな方が見ていると、傷跡を見ているということらしいんですけども、いずれにせよ、钣金に直しに行ったということらしいんですよ。

○委員（小坏 孝君） そんで、これさ、要するに直すのに写真撮ってあると思うんだよ、実際には。保管してあると思うのよ、この破損したところの状況の。それ、委員会で確認しましょうよ。修理費が5万円いくら出たんだから、その破損の写真があるわけですから。

○委員（河原井大介君） まあ、そうですね。

いずれにしても、今、小坏さんが言ったように写真があるはずですし、税金使っているわけですから当然あるでしょうし、それを直した箇所。钣金屋に持って行ったという話も聞こえていますから、当然小さな傷ではない。

○委員（小坏 孝君） 破損だって。

○委員（河原井大介君） 破損ですから。それって小さな傷ではないということは確認しているんです。

それと同時に、まちづくり戦略課が運行管理をしている。もう、財務課で車を回す。運行管理しているんだけど、誰がぶつけたか分からないけれども、钣金屋に持っていくほどの大きな傷ができています。これ、町長車の運行記録とか、そういったものは、誰がどこで、どのように管理をし、何課できちっとそれをやっているわけですか。まず1点です。

2つ目に、そもそも町長は、自分のポケットに公用車の鍵を入れて、今から4年前から、つい2年ぐらい前には、もう自分の車のように乗り回していました。これは予算委員会もしくは決算委員会等でも、各議員から指摘があったところで、それを直しなさいと。ちょうど自分の車を乗り回して、自分の車のように自由に乗り回していた時期が、この壊れた

時期なんです。ということは、誰がその運行の中で、町長とどなたが乗れますか、この車には。公用車や町長車を。

○委員（小唄 孝君） ぶつけて直す前と直したものを、写真が5万円くらい使っているんだから、あると思うんですよ。それ、委員会で確認しましょう。

○委員長（藺部 一君） これ、どこだ。出ますか。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 河原井委員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず、運行管理ですけれども、運行管理は、今各課で管理しているような形になってございます。各課で日報のほうは管理をしております。

それと、もう1点、町長車は誰が運転できるのかという話ですけれども、主にまちづくり戦略課のほうで公的な行事については行っておりますけれども、その他、例えば都市建設課が土木事務所、仮にですよ、土木事務所に町長と一緒に打合せに行くといった場合には、担当課で運転をして、町長を乗せていくというようなことで、今のところは運行をしております。

以上です。

○委員長（藺部 一君） あと、あのあれ、その修理の写真って……

○委員（小唄 孝君） この5万5,000円、公費使ったから、あると思うんだよ。直す前と直してから。それ確認しましょう。5万5,000円出すのには。

○委員長（藺部 一君） 修理したところで、あるかどうかだな。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） すみません、修理の写真については、財務課にあるのかというふうには思っているんですけれども、まちづくり戦略課には、調べてはいないんですけれども、ないんじゃないかと思います。

以上です。

○委員長（藺部 一君） 財務課のほうか。

じゃ、私のほうで財務課に確認するほかないかな。大丈夫か。

○委員（小唄 孝君） だって、なければ、5万5,000円使えないもん。

○委員長（藺部 一君） 藤咲さん。

○委員（藤咲芙美子君） ちょっとお伺いします。

この公用車が傷ついたときには、公用車運行要綱があるはずですよ。この運行要綱の中には、事故があったときには、運転者またはその課の管理者、長が町長に申出なければならないというような要綱の内容が書いてあるんじゃないかと思うんですけれども、そのときに町長に確認をしたんですか、しなかったんですか。お答えください。

○委員長（藺部 一君） 小林課長。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） すみません、藤咲委員さんのご質問にお答えさせていただきます。

すみません、ここに当事者が誰もいないものですから、答弁は控えさせていただきます。すみません。

○委員（藤咲芙美子君）　　そうですか。

○委員長（藺部　一君）　　河原井委員さん。

○委員（河原井大介君）　　いずれにしても、何で壊れたのか、誰がぶつけたのかも分からないものは、とりあえず税金で直しましたということなんですけれども、じゃ、今後も誰か分からない壊れたやつは、すぐに税金で直すようなことになるんでしょうか。

そもそも町長車に乗れるのは、特定の人物や特定の人たちだけなわけなんですけど、それが壊れたとき、町長車が壊れたわけですから、誰かにやられたという可能性もあるわけですから、なぜこれ、警察に被害届なり、そういったものは当時出さなかったのか。財務課長補佐、分かりますか、当時の。

○委員長（藺部　一君）　　山崎君。

○福祉子ども課長（山崎栄一君）　その公用車が、町長車の管理が、まちづくり戦略課で行っていますので、うちのほうでは分からない。

○委員長（藺部　一君）　　河原井委員さん。

○委員（河原井大介君）　　まちづくり戦略課が分からないので、じゃ、まちづくり戦略課のせいだということでもいいですか。

○福祉子ども課長（山崎栄一君）　　いやいや、財務課は、あくまでも修理代とか保険は入っていますけれども、その車の管理は、公用車の管理は担当課です。ですから、もし担当課でぶつけたというのであれば、担当課のほうでそれなりの対処をすると思いますけれども。

○委員（河原井大介君）　　なるほど。ということなので、結局小川さんに対しては、事故の運行記録を出せば保険使えますといった話もあるわけですね、そこで。しているというわけですね。

そうすると、実際問題、じゃ、誰がやったのかは分からないまま、今とりあえず税金出しちゃってると。今後もこういうことがあり続けるのかということもありますし、実際に、じゃ、運行していて、誰かが、多分町長がぶつけたんじゃないかという話が今出てきているわけなんですけれども、そういったことを確認することもできない、分からないまま、こういったことを確認しないまま、とりあえず税金は出すと。町長に報告しなければいけないんですが、町長が報告しない場合、その可能性もありますね。全ての可能性があります。だって、誰がやったか分からないから。そのときには、とりあえず税金出すという認識でいいんでしょうか。

○福祉子ども課長（山崎栄一君）　　私が答えるんですか。

○委員（河原井大介君）　　誰でもいいですよ。その場合、税金出すってことでいいんですかね、壊れていたら、とにかく。

○委員長（藺部 一君） 山崎課長。

○福祉こども課長（山崎栄一君） 自分は前に財務課いましたけれども、そういった管理は、一応統括管理者は財務課になるんで、財務課長のほうで、臆測でこれははっきり言えませんけれども、財務課が統括管理者になるんで、財務課のほうで何らかはあると思います。

以上です。

○委員長（藺部 一君） はい、副委員長。

○副委員長（加藤木 直君） 当時その傷がついて、車検のときに、じゃ、直すという話が出たときに、山崎課長は当時財務ですよ。そのとき、小川君に対して報告書を出してくれとか云々って、いろいろ言ったということなんだけれども、そのとき、そのほかに、そういうときのために保険に入っているのにもかかわらず、財務で出しているんでしょう、保険を。あの、誰がやったかちゃんと調査しなさいよって、とても修理代とか出せないよということは、指導はしたんですか。

○委員長（藺部 一君） 山崎課長。

○福祉こども課長（山崎栄一君） もちろん、それは指導しました。

○副委員長（加藤木 直君） そうだよ。調査委員会でも何でもやって、ちゃんとやった人を特定して、それで報告書を出させて保険で出すと。それが本当だと思うんだけど、またこういうことが起きた場合、修理代で出しちゃうのかな、じゃあ。

○福祉こども課長（山崎栄一君） 少なくとも今、私は財務課にいないので……

○副委員長（加藤木 直君） それはそうだけれども、もしいたとしての話。そういうことが頻繁に起こったならば、常に修理代で出して、誰がやったか分かんないと。少しぐらいだからいいだろうというふうに、みんな職員が思うじゃないですか、そういうことが頻繁に出てきたら。バンパーなんか落としてきたって知らんぷりしているかもしれない。

だから、小さいときからやっぱりやんないと駄目だって思うんだよね。だから、ちゃんとそれは、じゃ、指導はしたんですね、財務のほうで。それは小川君に、課長が。

○福祉こども課長（山崎栄一君） いや、担当係長です。

○副委員長（加藤木 直君） 担当係長。

〔「小川君ね」と呼ぶ者あり〕

○福祉こども課長（山崎栄一君） 出してもらうようには指導しました。

○副委員長（加藤木 直君） はい、分かりました。

○委員長（藺部 一君） はい、河原井委員さん。

○委員（河原井大介君） いずれにしてもなんですけれども、いずれにしても、一番その指導しなきゃいけないのは、町長に対してだと思っているんですね。自由勝手気ままに車に乗っていたわけですから、それである程度の時間軸の中で、大体ぶつめた場所、ぶつめた日時というのが、おおよそ推測されているという状況の中では、大体そういうふうな方

向になったときには、本人はやっていないと言うかもしれないけれども、じゃ、そのときは誰が責任取るのか、分かんない場合、そしたら首長なんですよ、通常。でも、税金を使って自分のお金を払わない。普通だったら、自分のお金払って直しちゃうでしょうけれども、税金をそのとき使った。そういったシステムが、なあなあになっているというか、やっぱりそういったところが、やっぱり見え隠れしている今回の事案だと思うんですね。

だから、小さいうちからという話もあるんですが、いずれにしても、犯人は、じゃ、誰がぶつけたのか、それを最大限調査していないということが、まずは大きな問題、そのとき。結局は、財務課は、まち戦のほうで壊したじゃないか。まち戦は、とりあえずいろいろ調査はするんだけど、税金でとりあえず払っちゃいました。それで、終わりにしましたということなんですけれども、先ほど来お話されているのは、そういうことがまかり通っている可能性が非常に高い今回の案件においては、今後どのように注意するのか、こうしたからどうするのかということは、職員さんの中で考えられているかも含めてなんですけれども、これは総務課もそうなんですけれども、事故は仕方ないと思うんですね、保険を使うことも仕方ない。しかし、それ以外の問題においてまで、こういった形でいろんな疑惑が出てきてしまうということに対しては、非常にこれ、問題だと思います。調査もしない、犯人も捜さない、とりあえず税金で払えばいい。町長に先ほど要綱上は報告するんだけど、その町長は知らない。知らないって言ったって、自分の車のようになり回していた時期があるわけですから。愛着を持って、税金を使った公用車に対して、税金で運営しているこの行政機関において、しっかりとそのものについては、責任をきちっと確認していかなければいけないと思うんですが、どういうふうな感じで今後できるのか。先ほど加藤木さんもおっしゃっていますけれども、今後は大丈夫なんですか。今後は大丈夫なんですか。システムの、ちょっとどういうシステムの構築を……

○委員長（藺部 一君） 小林課長。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 答えになるかどうか分かりませんが、1点、今年の6月に、七会保健センターのほうに町長が車を運転していたという例がございました。そのときには、日誌のほうは書いていなかったもので、戻り次第うちの課の者が行って、車を点検して、日報も書いてきたというような事例がございますので、町長には、事故があったときには、一応もう首長なんで、もう責任云々の問題じゃないんで、常日頃から乗らないでくれというお話はしているんですが、やむを得ず乗り出すときも、ただ何回かございますので、そういうときには、戻ってきたら車の点検はするように、今年から行っているところでございます。

以上です。

○委員長（藺部 一君） やっぱり、担当ってなると小林君になるのか、総務課長のほうになるの。その車のやつは、最終的には。

〔「まち戦、まち戦」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藺部 一君） まち戦。実は、先に話して申し訳ないんですが、この委員会終わりましたらば、議長と私で、一番今回の委員会の中で問題になったのは、この件だと思っていますので、町長のほうにお邪魔をいたしまして、よく今後の車の扱い方についてはお願いするつもりでおります。

○議長（関 誠一郎君） 勝手に決めないでよ。

○委員長（藺部 一君） いや、相談してよ。

○議長（関 誠一郎君） 勝手に決めたら駄目だよ。

○委員長（藺部 一君） もともとこの問題は、結局町長ご自身乗り出して、結局運行簿もあまりきちっとつけないということに、私は問題があると思うんですよ。

○副委員長（加藤木 直君） いや、それよりも、そういうことじゃねえと思うんだよな。やっぱり、それを言ったらば、だって、もう犯人を特定していることに……

○委員長（藺部 一君） いや、特定はしないんだけど、特定はしないんですけれども、そういうふうに取り立てては誠に町長に申し訳ないんですが、でも一般的には、普通の方は、あれでしょう、各課長さん、それぞれ運転していったときには、必ず運行簿はつけますよね。たまたま町長がつけていなかったもので、こういう事例になったと思うんですよ。確かに、副委員長が言われたように、じゃ、町長がということになっちゃうかもしれないんですが、でも何らかの形でまとめをしないと、やはり同じような経緯になって、町の職員さんが傷つくようになっていけないとは思いますが、でも……

○副委員長（加藤木 直君） ちょっといいですか。

○委員長（藺部 一君） 副委員長。

○副委員長（加藤木 直君） 今までいろんな話を聞いていて、正直言って、くそみてえな話だよ。なあ、課長。本当、普通あり得ないもん、こういうことって。もっと、大の大人が何人も集まって、こういうところで真面目に話しするようなことじゃことじゃねえんだよ、本当は。ちゃんとやるべきことを一人一人がやっていれば、こういうことは起きないと思う。

今日、課長さん方出ているからあれですけども、これいろんな問題、これ幾つか今日出ているけれども、ますますこういう問題が、今のままだったら出てくるような気がするんだけど、各課長さんに聞きたいんだけど、くそのような話ですよ、これ。今後どういうふうに対応するかを聞いて、聞きたいんだよね。小林課長、どうだ。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 御指名ですので、ちょっと話は逸れますけれども、実は私も、事故報告書3枚書いています。1個は、原因は分かんなかったんですけども、もう1台のプリウスに乗って県庁に行きました。会議も終わって、駐車場に戻ってきたらば、フロントガラスに大きな線が入っている。どこでぶつかったのか、ぶつかった覚えもないんですけども、多分小さな傷か何かがあって、止めている間に大きくなったのかなということで、それは原因は定かでないけれども、これこれこういうことでフロントガラ

スが割れましたというような事故報告書を書いています。あとは、ちゃんと自分がぶつけたものはぶつけたと、そういうふうを書いておきまして、3枚ほど、二、三日前に確認したらありますんで、やっぱり事故を起こせば起こしたということで、すぐに非を認めて、やっぱり隠さずに処理することが大前提だというふうには考えております。

以上です。

○委員長（藺部 一君） 総務課長。

○総務課長（山口成治君） まち戦課長のほうで、今答弁ありましたけれども、やはり公用車の管理につきましては規定がございますので、これに基づいて、原点に戻って、また職員のほうの周知徹底を図るとというのが一つ。それと、また万が一、事故を起こした、または当て逃げをされた、原因が分からない場合もあると思います。その際にも、やはり所管課長のほうにその旨をすぐ報告して対応するというのが、一番適正な方法なのかと思いますので、今日のこの総務常任委員会のほうのご意見を、早速週明けの幹部会議で、また各課局長のほうへ周知のほうをしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（藺部 一君） じゃ、佐藤課長。

○税務課長（佐藤 宰君） 税務課におきましても、外回りとか調査で出向くことがありますので、改めまして職員に対しましては、会計年度職員も含めまして、事故等がありましたら必ず報告するようということ指導してまいります。

○副委員長（加藤木 直君） この車のことだけに限らずね。

○税務課長（佐藤 宰君） すみません、はい。

○委員長（藺部 一君） じゃ、増井課長、お願いします。

○農業政策課長（増井栄一君） 加藤木委員さんの、この協議事項に関連してというようにお話ですので、まずは規定に基づき正しく事務等の執行をするというのが大前提ではありますけれども、チェックに関しては、1人でのチェックではなく、課内や上の者のときも含めて、二重、三重のチェックが必要かと思えます。また、誤りが見つかった場合には、当然速やかに正しい方法で訂正するとともに、予算等が適正に執行されるように実施するのが、公務員としての在り方だと考えます。

以上です。

○委員長（藺部 一君） ありがとうございます。

じゃ、山崎課長。

○福祉子ども課長（山崎栄一君） 私の方のですね、石塚開放学級のことにつきましては、調査が大変遅れていまして、誠に申し訳ありません。この後速やかに調査しまして、内容を精査して報告していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○副委員長（加藤木 直君） よろしくをお願いします。

○委員長（藺部 一君） ありがとうございます。

以上のようなことで申し訳ないんですが、次に進みたいと……

○議長（関 誠一郎君） ちょっと待って、1点だけ。

○委員長（藺部 一君） じゃ、議長、はい。

○議長（関 誠一郎君） 各課長から今後の対応、きちっとするということですが、私、町長の公用車の日報を見て感じたのが、結局、何月何日、最初のスタートの距離のメーター、帰ってきてのメーター、これが最初のスタートのメーターが書いていない。これは絶対駄目ですよ。水戸まで行ったら何キロって、大体分かるわけですよ。結局、さっき私が言ったように、2019年10月11日から16日までの間で約600キロ、この間、全く誰が運転しているか分からないような状態ですので、スタートと帰ってきた距離数、これは書くことにしないと。あとは、行った場所。これまでちゃんとしておかないと、結局運転して行った人が、結局何も書かないと、こういう場合窮地に陥るんですよ。結局証拠がなければ、誰が運転していたんだろうという話になるから、それはちゃんとしてください。行き先と要件、でないと分かんない。

○委員長（藺部 一君） 総務課長。

○総務課長（山口成治君） 議長ご指摘のとおり、やはり記録、スタートが非常に重要だと思います。この点につきましても、合わせて週明けの幹部会議のほうで徹底するような形で周知いたしますので、よろしくをお願いします。

○議長（関 誠一郎君） あれ、用紙変えないと駄目だからね。あのままで書けるか。

○総務課長（山口成治君） 用紙は、書けるようになっているので大丈夫なんですけれども。

○議長（関 誠一郎君） じゃ、それは徹底してやってください。よろしくをお願いします。

○総務課長（山口成治君） 時間の管理もそれでできますので。

○委員長（藺部 一君） じゃ、それで、2番目の町長公用車については終わりにしたいと思います。

3番目の……

〔「委員長、もう1点いいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藺部 一君） はい、どうぞ。

○総務課長（山口成治君） 議事の途中、大変申し訳ないんですけども、今台風16号ということで、関東接近中ということで、今日4時から緊急の幹部職員会議を開いて対応を練ることなので、ちょっとお時間の配慮をいただければありがたいと思います。

○委員長（藺部 一君） だから、4時までには、それまでに終わっているようにしますので、委員の皆さん、よろしくご協力をお願いします。

3番目のサザンヤードカントリークラブからの税金過誤納付についてをいたします。

〔「総務課長、総務課長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藺部 一君） ん。

○委員（小唄 孝君） 総務課長、今のやつさ、茨城県に何の注意報が出たの。防災の会議をやるなんていうのは。

○総務課長（山口成治君） 一応、対応ということで、事前配備で幹部職員が集まるということなんで、それは……

○委員（小唄 孝君） 事前配備で、そういう会議中に異常事態宣言が出ているとか、そういう問題が出て、県で発令されて、気象庁から発表されてんだら、そういう会議やっていますなんつう、出てんなら言ってもいいと思うのよ。何も国からも気象庁からも出ていないのに、会議の最中に会議をやりますなんて言うのは、失礼と違うの。

○委員長（藺部 一君） 総務課長。

○総務課長（山口成治君） すみません、小唄委員さんのご指摘、私ちょっと冒頭でお話ししようかと思ったんですけども、ちょっとそのタイミングを逸してしまいまして、申し訳ございません。

○委員長（藺部 一君） 小唄委員さん、そういうことなもので……

○委員（小唄 孝君） いや、気象庁のあれで、城里町、茨城県直通に台風が通りますよとか、そういう発表されたり、異常事態にこういう注意報が出たりとか、出ているとか、茨城県が直撃するという情報が気象庁から入ったり、何かして注意報が城里町に出ているつうんだったら、そういう会議も必要だと思うのよ。何も出ていないのに、台風が来っからっつて見込みで会議をやるつうのも、失礼と違うかなって感じがするよね。見込みと、こっちは実際に委員会をやっているのに、そういう台風が来っからなんていう見込みで中座しますなんていう会議、会議はねえと思うんだよ、真剣に考えたら。気象庁から、何回も言うようだけれども……

○副委員長（加藤木 直君） 小唄委員、もしも長引くときは、会議が終わってからやればいいじゃないですか。待っていますから。

○委員（小唄 孝君） でも、失礼だと思うよ。議員さんらが委員会で集まっているのに、そういう注意報も何も出てねえのに、台風が来っから会議をやるなんていう話は……

○副委員長（加藤木 直君） それだけ、苦しいんです。

○委員（小唄 孝君） おかしくてしょうがないだろうよ。何が発表されてんの。気象庁で発表されてる、城里町が、何がこういうのに当てはまっているつう、データ持って来なさいよ。今、インターネットで調べれば何でも出んだから。それ1枚もってきて、こういうことで城里町役場で会議しなくちゃなんないですからって、資料を提出して4時で打ち切ってくださいっつうんだら、話は納得すると思うんだよ。

○委員長（藺部 一君） 総務課長。

○総務課長（山口成治君） 打ち切っていただきたいという発言ではなくて、ご配慮いただきたいということなんで、そこはご理解いただきたい……

○委員（小唄 孝君） ご配慮すんのに、そういうインターネットで調べれば、何でも、

城里町がそういう何かに引っかかっているつつうんだら納得するのよ。何も引っかかっていない、テレビでも騒いでねえのに、会議を4時から自分だけやるなんていうのはおかしいでしょうって。おかしいと思わないか。なら、会議をやるための前提の資料を、あなたらの会議をやるための資料を、我々に提出してくださいよ、気象庁がこういうことで台風が直撃するっていう。城里、茨城県に上陸するんだつつう前もっての話が、そういう資料があるんだったら、会議を開きます、災害対策会議をやりますつつうんだら話は分かるけれども、そういう何も、午前中テレビ、1日中見ていたって、台風の話、ニュースなんか全然やってねえのに、会議を開くなんていうのは、ナンセンスだっぺよ。これだけの委員会をやっているのに。

○委員長（菌部 一君） たまたま、台風が……

○委員（小坏 孝君） なら、資料持ってきなさいよ。何が当てはまってんだ、城里町が。風が強いのか、雨が降るのか、異常警報が出てんのか、避難命令が出てんのか、避難指示が出てんのか、がけ崩れが出てんのか、土砂崩れが出んのか。そういう警報が出てんだら出しなさい。そんで会議やっても、ここで中断してもいいと思うよ。

○委員長（菌部 一君） 中断じゃなく進めるといことなので。

総務課長。

○総務課長（山口成治君） その災害対応の準備のための会合ですんで、ご理解いただきたいと思います。

○委員（小坏 孝君） 対応って、何を対応すんのっての。目的が決まってないのに、物産センターと同じだっぺ、道路が決まっていないのに道の駅造んだなんて、そういう会議ばかりやっていて。

何を対応するの。風を対応すんのか、雨を対応すんのか、川の増水を対応すんのか、何を対応するための話があんよ。だって、避難所開設するつつう意味が分かんねえよ、だって。開設もしねえのに、何の会議をやんだつつうの。それだけちゃんと説明してくんちよよ、会議をやるつつうんだったら。避難所を開設するとか何とか、そのために会議やんですとか。避難所を開設すんのか。そういうの会議やんだつつうんだったら、話は分かるよ。

○総務課長（山口成治君） それを検討するための会議ということで、ご理解いただきたいと思います。

○委員（小坏 孝君） そんなら、何に当てはまって会議ができんだってっていうんだ、気象庁の問題で。

○総務課長（山口成治君） 既に進路でご存知だと思うんですけども……

○委員（小坏 孝君） 何が進路で。何。インターネットで取れば、そういう雲の情報だとか何とか分かんだから、持ってきなさいつつうの。会議やるだけのための資料を。

○総務課長（山口成治君） じゃ、委員長、気象情報をちょっと、いいですかね。資料と

して。

○委員（小唄 孝君） 茨城はどうなってんだか、会議やって、今夜のうちに、明日の朝までに。

○委員長（藺部 一君） 小唄さん、まあ、進めっぺよ。

○委員（小唄 孝君） 納得しねえよ、俺は。これ一生懸命、俺は一生懸命来てんのに、会議だなんて中座されるような会議だったら、とっくに開かなければいいんだねえの。誰も暇だねえのに。

○委員長（藺部 一君） それはそうだ。

○委員（小唄 孝君） 何を台風が来たら、鬼が来るなんていう、そういう予測で会議やっているような、城里町がそういうあほな話じゃあんめえよ、だって。

○委員長（藺部 一君） たまたま今日になったもんですから、申し訳ないですが。

○委員（小唄 孝君） なら、気象庁のあれ、持ってきてみろよ、雲の位置。これからの24時間の情報で。情報持ってきてから、喋ったら。持ってこいよ、コピー資料。

○総務課長（山口成治君） 持って来ます。

○議長（関 誠一郎君） 10分休憩ね。

○総務課長（山口成治君） 10分でいいですか。

午後 3時13分休憩

午後 3時22分開議

○委員長（藺部 一君） 小唄さん、いいか。

○委員（小唄 孝君） いいよ。

○委員長（藺部 一君） すみません。はい、すみませんね。

3番目のサザンヤードカントリークラブからの税金過誤納付についてを議題といたします。

決算認定時に、三村委員長から要請がありました。1つ、固定資産税を間違っって賦課していたゴルフ場からも指摘されたということが1点目でございます。あと、町は10年間返還するという事務要綱があったが、5年分しか返していなかった。3点目は、議会には何の説明もなかった。今年度の決算認定時も、これを隠していた。以上、そういうことでございます。

これについて、担当課長の佐藤さんから説明をいただきたいと思います。

○税務課長（佐藤 宰君） すみません、答弁漏れがあった場合、すみません。

〔「マイクお願いします」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藺部 一君） マイク。

○税務課長（佐藤 宰君） すみません、今回のサザンヤードの件でございますけれども、過誤納付金ということで、過去の課税の評価、評価ではありません、失礼しました。再建

築費というものがあるんですけれども、そちらに掛ける1.1という補正数があるんですが、それをダブルで入力、人的なミスですけれども、したことが大きな原因でございます。

それによりまして、昨年ですけれども、5年分、地方税法の法令にのっとりまして5年分返すという、これは町長の指示になりますけれども、5年分という返還をしたのを伺っております。

町のほうには、もちろん過誤納付金の返還の要綱がございまして、地方税で返せない分、6年から10年分の過去の分、支払う要綱が整っております。それを使わなかった理由というのは、ちょっとその当時のことですので、私のほうからはちょっと確認できませんが、5年だけ返すという指示の内容だったということは聞いております。

あと、すみません。あと質問をちょっと、すみません、忘れてしまいました。

○委員長（藺部 一君） あとは、このことを議会のほうに説明がなかったと思うんですけれども、どのようなわけで説明しなかったのか。

○税務課長（佐藤 宰君） 今回の決算の。

○委員長（藺部 一君） はい。

○税務課長（佐藤 宰君） 失礼しました。私のほうで、本会議でもお話ししたんですけれども、説明の、決算委員会の説明の仕方が不慣れでございまして、その点で説明が漏れてしまったということで、大変申し訳ございませんでした。

○委員（小坪 孝君） 佐藤君は、議会事務局にいて、不慣れなの。何だ一番に議会に報告しなくちゃならない立場で……

○税務課長（佐藤 宰君） 答弁は、答弁は初めてで。

○委員（小坪 孝君） 分かってんのに。

○委員長（藺部 一君） そうすると、今後、その返すというその条例というか、町の中では、照らして返す考えでは町ではいるんですか。

佐藤君。

○税務課長（佐藤 宰君） お答えいたします。

もちろん、議会の後に町長とも協議しまして、要綱の分は返すということで、今作業を、10年分ですね、10年分まで返すということで動いてございます。

○委員長（藺部 一君） 10年分ね。ありがとうございました。

ほかの委員さん。

じゃ、河原井委員さん。

○委員（河原井大介君） 今、9月定例会の最終日において問題になって、町長は補正予算を組んで10年前まで返すという話になったような感じなんですけれども、そのサザンヤードさんというのは、何年分を取り過ぎちゃったんですか、税金を。

○委員長（藺部 一君） 佐藤君。

○税務課長（佐藤 宰君） 河原井委員さんのご質問ですけれども、過去の課税の状況と

いうのは、その課税し始めた頃からのものですので、当初からになると思います。サザンヤードのクラブハウスができた当時の課税誤りとなります。

○委員（河原井大介君） 議会の中でも、「誤解してならないのは」と町長はよく言うんですが、誤解しているも何も、これ要綱が役所で決まっています、法令違反なんですね、現在。法令違反、コンプライアンス違反状態なんですよ。それは、とりあえず指摘されたから返すということになったんですが、この大きな問題としては、三村議員さんなんかも、当時質問されていたと思うんですが、ほかの方もそうなんですが、この信頼関係において税は成りたっていると。という、これは全体的な話をまずさせていただきたいんですけども、これ以外に、もうないんですか。絶対ないんですか。

○委員長（藺部 一君） 佐藤課長。

○税務課長（佐藤 宰君） 同様のゴルフ場関係で、もう1件ございまして、全く同じ内容でございます。補正の係数のダブリと、用途については、今サザンヤードについては審査委員会に上がっているの、そちら、同じ土壌に上げられないんですけども、評定の誤り、係数の補正の誤りということで、同じ内容でもう1件ございます。

○委員（河原井大介君） それはどちらのゴルフ場ですか。

○副委員長（加藤木 直君） あんの、もう一つ。もう一つある。

○税務課長（佐藤 宰君） もう一つございます。

○委員（河原井大介君） どちらのゴルフ場ですか。

○税務課長（佐藤 宰君） 具体的なちょっと法人名は、ちょっとこの場では、ちょっと。

○委員（河原井大介君） いいですか、委員長。

税金返すのに、もう分かっているのに、何でクラブ名が言えないのか分からないんですけども、何でそこで名前を隠す必要があるんですか。どこですか、ゴルフ場。だって、どっちみち補正組むんですよ。どっちみち補正組むんだから、今のうちから説明してください。

○委員（小坪 孝君） 議会の議決を経ないと返せないんだから、ちゃんと明かして、やっぱり承諾をもらったほうがいいんじゃないの。

○委員長（藺部 一君） 佐藤課長。

○税務課長（佐藤 宰君） そのゴルフ場につきましては、水戸レイクスでございます。

○副委員長（加藤木 直君） 水戸レイクス、いいですか、委員長。

○委員（河原井大介君） まあ、じゃ、いいです。

○委員長（藺部 一君） 副委員長。

○副委員長（加藤木 直君） 大ちゃん、いいか。

○委員（河原井大介君） ああ、いい。あっちでやりますから。大丈夫。

○副委員長（加藤木 直君） ごめんね。

そうすると、今回のサザンヤードの件が出てきて見直ししたらということ。分かったの、

それが。正直に言って。

○委員長（藺部 一君） 佐藤課長。

○税務課長（佐藤 宰君） 去年の経緯で私は知ったところなんですけれども、その当時に、税務課職員のほうで、もう1件、水戸レイクスですけれども、あるという、同様の誤りがあるということで、町長には報告しているところです。

○副委員長（加藤木 直君） 昨年度に分かっていたの。

○税務課長（佐藤 宰君） 昨年度のことです。

○副委員長（加藤木 直君） 昨年度、昨年分かっていたの。昨年分かっている、レイクスからは何も言っていないよね。

○税務課長（佐藤 宰君） 今のところ、ございません。

○副委員長（加藤木 直君） じゃ、今回、今回サザンヤードの件で何も言っていなかったら、レイクスは、じゃ、返していないよね、これからも。ずっとそのままになっちゃったということだよ。そういうことだよ。

いやね、これね、本当に三村議員言われたように、信頼関係なので、そういうことが頻繁に起こってくると、じゃ、向こうの、例えば何とかという会社とか、いろんな会社ありますよね。会社のやっぱりそういった、まあいろんな会社からの税の問題とか、個人でも大きく納めている人は、本当に自分のやつに間違いねえかどうか心配になっちゃうと思うんですよ。

ですから、これ分かった時点で、もうすぐに、もらうものはもらって、返すものは返すというふうにやっぱりしないと、まずいんじゃないかな。課長、どう思いますか。

○委員長（藺部 一君） 佐藤課長。

○税務課長（佐藤 宰君） 加藤木委員さんのおっしゃるとおりだと思います。

この水戸レイクスにつきまして、サザンヤードも同じですけれども、10年分の過誤納付金は返しますということで、通知文を本日、町長と私2人で直接、クラブハウスになってしまったんですけれども、そちらに出向きまして、説明しまして、申請書を出してくださいということでお渡ししてございます。

○委員長（藺部 一君） それ、今日か。

○税務課長（佐藤 宰君） 本日、午前中です。

○委員長（藺部 一君） ああ、午前中。

小塚さん。

○委員（小塚 孝君） そのレイクス、ゴルフ場の問題だけでなく、私は3年前の頃から、自分の土地が非常に固定資産税が高くて、もう40年近く高い値段で払っていたのよ。だから、それが信用して、町が間違いはないんだっつう話でいたら、今の話聞いたら非常に不安になって、そういう調査はどこに頼めばやってくれるの。本当に非常に高い土地を、40年くらい払っていたのよ。そしたら今年になったら急に安くなって、3分の1ぐれえになっ

て、びっくりしてんだけれども、信頼関係があったとしたら、個人のやつはどうやって、それ調査すればいいんだか、税務課長、教えてください。私も払い過ぎだと思って、もう40年間、信頼関係が薄れたから、この間はみんなの前で、町長と愛がないから騒ぎになってんだよって言ってんだけれども、税務課長、どこに頼めばいいか。

○委員長（藺部 一君） じゃ、はい、佐藤課長。

○税務課長（佐藤 幸君） 小坪委員さんのご質問ですけれども、税務課におきましては、今までその評価の方法が、今年度、令和3年度から変わった点がございます。それは土地に関してでございますが、画地認定ということで、土地の形状で補正を組んだり、入り口、道路からの入り口、間口の広い、狭いで、またさらに、その奥行きとかの補正等もありません、そういったことで、町内で税額が変わっているのがございます。

○委員長（藺部 一君） 小坪さん。

○委員（小坪 孝君） 非常にね、今の道路の関係って、こうだあだなんてやっていて、非常に納得いかねえのが、町長の家が三角土地だから固定資産税が安くて、中学校の下の田んぼの評価が高いなんつう話で、非常に個人的に左右してんのかなって感じがして、憤りを感じてんだよね。町長の家が固定資産税が、中学校の下の田んぼのあれより土地の評価が高いなんつう感じであっから、非常にそういう評価の問題もこうやって出てくるから、固定資産税がかかんだと思うから、町長の家が三角土地だから固定資産税が安いんですね、我々の農地が非常に高いというのは納得いかねえんだよな。

○委員長（藺部 一君） はい、佐藤課長。

○税務課長（佐藤 幸君） 小坪委員さんのご質問ですけれども、城里町では今、状況類似という方式を取っております、1筆ずつの隣同士が全く違う単価になるのではなくて、ある程度同様の使い方をしてるところを、同じ区割りで設定してございます。それによりまして、飛び抜けてその中で、近隣で高いというのはないと思ってございます。

○委員長（藺部 一君） じゃ、いいですか。

○委員（小坪 孝君） だって高いから、高いからキャンプ場の前の土地買ったり、南側の土地を高い値段で買ってんのに、小林課長、評価が高いからああいう値段で買ってんだっぺよ、キャンプ場の前の、あのいらぬ土地が。何に使うのに買ってんだか、非常に高い値段で買っていて、評価が高いから高い値段で買ってんだっぺ。

○議長（関 誠一郎君） あの、委員長。

○委員長（藺部 一君） うん、いい。

○議長（関 誠一郎君） ほかのゴルフ場の話が出ましたけれども、これ民間企業、あとはほかのゴルフ場で、やはり固定資産税を少なくもらったという、多くじゃなくて少なくもらったという物件はあったのかどうか。また、サザンヤードは結局10年で幾らになるのか、水戸レイクスは10年で大体幾らになるのか、それちょっと教えてください。

○委員長（藺部 一君） はい、佐藤課長。

○税務課長（佐藤 宰君） 議長からのご質問なんですけれども、少なくいただいている件につきましては、ちょっと私のほう、ちょっと把握していませんので、申し訳ございません。

サザンヤードの大まかな10年分ですけれども、おおむね700万ちょっとぐらいになると思うんですね。水戸レイクスにつきましては、500万何がしかの金額になるところだと思います。加算金の関係で、数字が動くと思いますので。

○議長（関 誠一郎君） そういう中で、結局この金を、要するに公費を動かすということであれば、普通なら議会にかけて補正予算で処理していくというのは、順当なやり方だと思うんですけれども、結局先ほどお話を、水戸レイクスから、請求書ではないけれども出してもらうと。これ、おかしいんじゃないですか。水戸レイクスにこちらから頭を下げて、こういう過誤納付がありましたから、これだけお返ししますって、こっちから文書行くのが本当じゃないですか。向こうから文書を出してくれてというのは、おかしいと思うんですけども、その点について。

○委員長（藺部 一君） はい、佐藤君。

○税務課長（佐藤 宰君） 今、ご質問ですけれども、確かにおっしゃるとおりでございます。ただ、今まで過誤納付金の申請書のお願いの仕方が、納付の郵送、返信用の封筒、郵便ですけれども、に入れていただいて送ってくださいというスタイルだったものですから、今回もそういった流れを踏襲して行ったものでございます。

○議長（関 誠一郎君） 分かりました。

それと、結局あとは企業、大手企業の建物、要するに、特殊建築物とか等々ありますよね。そういう部分ではないですか。

○委員長（藺部 一君） はい、佐藤君。

○税務課長（佐藤 宰君） 過去の税務課職員等にも確認したんですけれども、今までそういった話は聞いたことがないということなんですけど、ただ、万が一というのがございますので、今後調査して、議会に報告をしたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） あのね、全て結局、これお金払うのも何にしても、議会にかけてくださいよ。これ、当たり前のことですから。これ、町長が駄目だ、かけなくてもいいなんて言ってるようだけれども、駄目ですよ、かけないと。何のために議会があるのか分からないから。

○委員（小坪 孝君） それは、監査委員からも言うけれども、予算の適用で、支払いはさ、やっぱり議会にかけて予算をつくって返金しなければ、何やってんだか分からない。こういう、いいかげんな町ではしゃあねえから、やっぱり払うやつは予算の措置をして、ちゃんと払ってください。

○議長（関 誠一郎君） それと、もう1点は、これ過誤納付って、やっぱり行政のミスですから、これプレスリリースしてください。これは駄目、やらないと駄目ですよ。これ、

どこの自治体も出ていますから。

○副委員長（加藤木 直君） これ、マスコミ発表は、どういうタイミングでやんの。

○委員長（藺部 一君） 佐藤課長。

○税務課長（佐藤 宰君） その点につきましては、町長にもお話ししたんですけれども、特に具体的な話は進んでございません。

○議長（関 誠一郎君） あの、いいですか。

サザンヤードの件で、ちょっと私も調べたんですけれども、結局サザンヤードも払わないからいいやと。面倒くさいから、ほかのはやらないで、ばれなければいいんだと。これまで私、証言もらっていますよ。こういう町では、企業から信頼されませんよ。

だから、当初、町長に言ったのは、低頭で頭を下げて、あと5年分支払いなさいって町長に言ったの。そしたら、そういうの関係ないって。それで、今さらこうやってまた払うんだと。結局それはなぜかという、こうやって総務常任委員会やるから払うんでしょ。そういう回答を、今日は佐藤課長は持ってきたわけだ。私らは、そういうのは期待していない。議会として補正を組んでもらって、これはプレスリリースしてもらって、やっぱり非は認めるということを私はやってもらいたい。

結局、近隣町、茨城県の町村から、何やってんの城里はという話ですからね、これ。議会をないがしろにされて、勝手にお金を使われて、お金返金して、何もないってないでしょうって言われていますから。

だから、少し対応をきちっと、やっぱり厳しく、総務課長、町長にも厳しくやってくださいよ。これはプレスしないと駄目ですよ。これ、間違いなんだから、しょうがない。総務課長、お願いします。

○委員長（藺部 一君） 総務課長は、きっちり伝えてください。お願いします。

○総務課長（山口成治君） 直接総務から言うのもどうかと思うんですが、本日のご意見はお伝えしていきたいと思えます。

○委員長（藺部 一君） お願いします。

（発言する者あり）

○委員（小坪 孝君） 議会でプレスリリースしたらいいんじゃないの。返金させるように命令したくらいで。

○委員長（藺部 一君） 河原井委員さん。

○委員（河原井大介君） 最高裁の判例とかも、平成22年6月3日、固定資産税の評価、課税は20年前まで取られています。20年前まで金返せると。

いずれにしてもなんですけれども、今回のケースは、固定資産税のお金を多く徴収、税金を取り過ぎた。逆に言えば、取らなさ過ぎているというケースもありますか。つまり、公平公正性の担保の中で、今回は多く取り過ぎちゃったというんですけれども、評価基準が少し下になっていて、そもそもそれを多く、その正しい数値よりもお金を取れないとい

う、取っていないというような実態の調査は、もうされているんですか。

○委員（小唄 孝君） 大ちゃん、よく聞いてくれた。取んねえところもあんのよ。商工会だの、ホーリーホックだの、取んねえところ何ぼでもあるんだよ。

○委員（河原井大介君） さらに続けますけれども、今までの過去20年間まで最高裁は金払えと言っているんですが、過去20年間において、そういう実態は現在調査するという話で、小唄さんは先ほど指摘されたと思うんですけども、今後、人、物もお金も必要でしょうけれども、調査するに当たってですけども、真剣にこれは町としてやっていくという方向性になるんですか。それとも、被せちゃって、レイクスとサザンヤードだけやればなあなあでいいかというようなイメージを、町長がお持ちだとかいうふうに聞いているところもあるんですが、詰まるところ、結局先ほど町長の判断によって4年分しかお金返しませんよという話があった。

結局、はしごを外された感じもなっているはずなんですよ、今の税務課長さん。町長が言っていることは、法令違反です、法令違反。町長がこの問答弁した内容は、誤解してならないのは町長のほうなんです。コンプライアンス違反ですよ、法令違反。法令違反を起こしていることを、税務課では引き続き、そこを認めていくことは多分できないはずなんです。公務員だから。その公務員の中において、きちんとそのやり取りの中で、先ほど議長もおっしゃいましたけれども、きちっとやり取りできていますか。それで、今、内部の話では、いや、ここだけの話でいいよということは、町長が話しているというのも、これまでに漏れ伝わってきていますけれども、本当の話としてどうですか。上遠野町長のこの納税の還付の姿勢に対して、行政のマネジメンターとしてのその姿勢に対して、どのように感じですか。

○委員長（藺部 一君） 佐藤課長。

○税務課長（佐藤 宰君） 私は4月からの赴任で、町長とその打合せ等を行っておりますが、何とも回答しづらいんですけども、今回そのサザンヤードに関しては、やはりちょっとその配慮が足りない部分があるかもしれないというのが……

○委員（河原井大介君） 町長がね、町長の配慮が足りない。

○税務課長（佐藤 宰君） 感じましたけれども。

すみません。以上です。

○委員長（藺部 一君） 河原井委員さん。

○委員（河原井大介君） 非常に言いづらい答弁だと思うんですね。それなぜかというところ、コンプライアンスの違反を起こしている町長に対して、行政内部の中でマネジメントができていのかどうかをお聞きしているんです。ちゃんと苦言を呈し、還元できるか、若い町長に対して。それが、やはり今まで行政として積み重ねてきた、行政のシステムだと思うんですね。

これ、先ほどお聞きしましたけれども、20年前までは最高裁では認めているんですけど

ども、そういう事例というのは、間違いなく存在は、町民の方も含め、民間の法人も含め、ゴルフ場も含め、あるんですけれども、それはもう今はないのでしょうか、あるんですか、調査していますか。

○委員長（藺部 一君） 佐藤課長。

○税務課長（佐藤 宰君） 河原井委員さんのご質問ですけれども、まだそこまでの実態は調査してございません。

○委員長（藺部 一君） 河原井委員さん。

○委員（河原井大介君） そうしますと、実態を調査する予定はあるのかどうか、お聞きします。

○委員長（藺部 一君） 佐藤課長。

○税務課長（佐藤 宰君） 今後どういった方法があるか等もございしますが、それは間違いなく調査をする考えでございます。

○委員長（藺部 一君） 河原井委員さん。

○委員（河原井大介君） 公正性や公平性の担保をする上で、もう一回、再度調査をする。分かった場合においては、少なくとも役所の中にある要綱の中で、10年は間違いなく返していくということによろしいでしょうか。

○委員長（藺部 一君） 佐藤課長。

○税務課長（佐藤 宰君） 税務課の立場としましては、明らかなこちらの間違い、課税間違いというものについて、10年という返還というのを考えてございます。

○委員長（藺部 一君） 小坏委員さん。

○委員（小坏 孝君） 非常にね、聞いていてあれなんだけれども、税務課長の言葉、本当に信頼できるような発言していますよね。

なら、町長がそういう発言で行くと、監査委員から言いたいのは、そういう返すものは返しなさいよと。いただくものはいただきなさいよと。そういう感じで指摘しているんだけれども、今の町長は、自分が認めるもの、条例はみんな町長が認めるものつつう入れちゃって、使用料でも何でも、いただかない。ただです。で、片方のは取ります。こういうことで町を運営していたんでは、町の信頼関係、工場にしても、うわさで、今のゴルフ場2社だけではなくて、大きな工場関係も固定資産税を返すようだろうと、うわさになっています。それは実際には、4年前には、サテライト、固定資産税を多めに取っていて、議会の議決を要して返金をしているのよ、サテライトに。そういう実績もあるの。だから、大きな工場は、ほとんど返金しなきゃなんないような感じもするのよ。

ほんで、個人のやつも、私は取り過ぎられていると思っているから、返金してくれると思っている、税務課長の信頼を一段に置いてそういうのね。

だから、町は返すものは返す、取るものは取る。使用料でも何でも、きちんと取る。そういう形で町の財政をやっていかなければ、行っていけないんですよ。それを肝に銘じて、

町長に、町長がそういうこと話を聞かないんだら、今ここへ連れてきて、私らが意見言うから、町長ここに連れてきて、どうぞ言ってやりたい。そういう災害対策本部だあなんてやっているところじゃあんめえ。明日の夕方来るような台風が。何で今年、今日やったって、どういう災害が何だか分かんねえような会議ばかりやって、我々の会議を妨害するような会議をやるべなんて、総務課長、これ、いつ来るんですか、台風。今夜の夜中に来んの、これが。

○総務課長（山口成治君） この表の予報なんでね、これあくまでね。

○委員（小塚 孝君） 予報あったって、夜中に何が町民に避難勧告を出さなきゃなんねえ。土砂崩れを出さなきゃなんねえ。がけ崩れがある可能性があんのか。今夜一晩、これ明日の朝になったって、何で出すの、これ。これは信頼関係がねえよな。

税務課長、取るやつは取る、払うやつは払う、全てきちんと、こういうので災害対策会議やるだなんて言っているような町長の言うことを聞いているようでは、駄目だ。きちんと。何を会議をやるの、これ、総務課長これで。これ、風も吹かない、雨も降んねえ、何も吹かねえのに、今夜のやつは会議何やるの、これ。明日になんなきゃ、明日の風が吹かねえんだよ、これ。何、来もしねえのに、避難所開設すんの今夜、会議して、今から。

○委員長（藺部 一君） 分かりました。そういうわけでございますので、総務課長、よろしくをお願いします。

○総務課長（山口成治君） はい、よろしくをお願いします。

○委員長（藺部 一君） その他、この点で各委員さん、ご意見ございませんか。
議長。

○議長（関 誠一郎君） 再度申し訳ないけれども、皆さんから意見出ていますけれども、全町に対する固定資産税について調査をしてください。大変な作業かもしれないけれども、これはやっぱり、町と町民と信頼関係を保つために大事なことです。やっぱり非は非で認めて、対応をよろしくお願ひいたします。

いいです。

○委員長（藺部 一君） 今、課長、そういうわけだもんで、大変でしょうが、よろしくお願ひします。

では、以上この3点については、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

〔「あと、いいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藺部 一君） 何。

○副委員長（加藤木 直君） あと、マスコミ対応のときには、教えてくださいよ。そのときには。

○税務課長（佐藤 宰君） はい。

○委員長（藺部 一君） さっきの、過誤納のやつについては。

○委員（小塚 孝君） 委員会で出すべよ。委員長名で。リリースで。

○委員長（藺部 一君） いやいや。

○副委員長（加藤木 直君） まずはマスコミ。あと、プレスやるのかどうか。

○議長（関 誠一郎君） あと、臨時議会ね。

○税務課長（佐藤 宰君） はい。

○委員長（藺部 一君） じゃ、そういうことで、よろしく、課長、お願いします。

○委員（小坏 孝君） こういう、やっぱり使用料も、ずったり何かして、やっぱり歳入を増やさねえと、本当に町はやっていけねえぞ。取るやつは取る、払うやつは払う。そんな町長の独断で、無料だ無料だなんて決めているような町はねえよ。

○委員長（藺部 一君） じゃ、次……

○委員（小坏 孝君） 町長が判断して、課長の手当まで、辞めてからまで差をつけたり、課長の手当も差をつけたり、今度は議員の手当まで差をつけんのか。総務課長。何の差をつけんだ、これから。課長らの課長手当の役職手当の差をつけたり、退職した人の差までつけたり、ほんであと、使用料を無料にしてみたり、全て差をつけて、差別をしている町はねえっていうの。

俺がしゃべりかけてるのに、時間だ時間だって。

○委員長（藺部 一君） はい、ありがとうございます。

一応、そうことなもんで、きちっと各課長は対応してください。

ここで、総務課長は退席して……

○委員（小坏 孝君） どれよ、ほんでおらも、災害対策会議行くべ。

○委員長（藺部 一君） 補佐。

○委員（小坏 孝君） 傍聴できんだっぺ。

〔「傍聴できない」と呼ぶ者あり〕

○委員（小坏 孝君） 開かれた課長会議だなければだめだっぺ。監査委員も傍聴したい。

〔「まだ終わっていないじゃないの」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藺部 一君） 終わっていないから、駄目だよ。次、次、4番行くから。

〔「来るまで休憩」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藺部 一君） じゃ、来るまで休憩しましょう。

午後 3時57分休憩

午後 4時07分開議

○委員長（藺部 一君） じゃ、再開します。

山口課長に変わりました、セキグチ君が来ましたんで、よろしくお願いします。

〔「堀口」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藺部 一君） ああ、そうです、堀口、すみません。

○総務課長補佐（堀口祐一君） よろしくお願いします。

○委員長（菌部 一君） 参考資料は各自タブレットに載っていますから、そこんところ、よろしくをお願いします。

最初、決算について、河原井委員さんからの資料つつのは、これ出るの。

○委員（河原井大介君） はい、はい。じゃ、説明大丈夫ですかね。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 河原井委員さん、これ発表押してとってください。

○委員（河原井大介君） 今、動いていますか、皆さん。

ちょっと先日、市町村課のほうに行って、一応決算委員長やったもんですから、どういふふうに見ていくかということなんで、法的な根拠を含めて決算とは何なのかと。今開いているページの黄色いラインを見ていただければ、決算審査しますよというふうに書いてあるわけです。

次のページ行くと、決算とはどういうことなのか。主観として①②③とありますが、計算に間違いがないのか、支出命令等は符合しているか、もしくは収支は違法であるかないのか確認をしなきゃいけない。決算認定後、その決算に修正とか、それは一応できるというふうになっていますので、今回の件は、そもそも取り下げられたわけですね、決算を。ですから、それについてもう一度諮問することはないんでというふうな解釈だと。

今見ていただいている黄色いラインなんですけど、ここがポイントになっています。猿田議員さんが指摘されたのは、まさに意見書です。大事なのは、決算に付された監査委員の意見は、当該決算と一体を成すと。一体を成すもの、表裏一体ということですね。決算が特別委員会に付されたときは、監査委員の意見も当然決算と一体として取り下げる。一心同体であると、意見書は、決算書と。2つがあって、初めて決算と呼べると。そうやってきますと、議会が認定しないこともできるし、することもできる。いわゆる、いろいろあるんですが、いずれにしても、これは法的な解釈と言うことなんですけど。

そういった中で、検査意見書の、これは令和2年度と令和元年度の決算書がある。令和2年度あるいは令和元年度とあるわけですね。ここで幾つかの違いが、11項目にわたってあったということになります。それを見ますと、意見書というものを簡単に見てはいけないという前提の中で、もう一度この議論を確認しながら、委員会としても、この何がポイントなのか、何が間違っていたのか、そして決算書は正しく、決算書のほうは、この数字と符合しているのか。もしくは、その意味合いによってどういった影響が出るのか等々、まだ分からない。そして、この間、先日総務課長に聞いたところ、令和元年度のものが間違っていて、意見書のほうがタイプの打ち間違えだと。要は、ケアレスミスがあるという話をいただいています。と同時に、その決算書は、意見書としてはそれほど間違っても、意見書だけ直せば決算書はという話なんですけど、先ほどの、最初の冒頭、見ていただいた市町村課の見解としても、決算書、意見書が表裏一体であると、一体である、とても大事なものであるという前提の中に立ったときに、今後この総務委員会として、所管として総務課も入ります。監査委員さんの問題もあるわけなんですけど、意見書を出しているのは、

ここに書いてある。

ここでちょっと、私のほうで確認がよく分からないところがあるんですが、例えばこれ令和2年度の決算意見書なんですけれども、横倉監査委員から出ています。これは、城里町長上遠野修さんに宛てて意見書を出しています。この間、議会最終日のときに、監査委員さんは把握していないと言ったんですね。本会議の中で、把握していないと。把握していないものを、町長にも送っているんです。町長が、さらに把握していないと。ですが、意見書を議会に出したわけです。その後も、議会に上程する権限は、世界中にたった一人の城里町長の上遠野さんしか、議会には決算書と意見書を出せないんです。となると、監査委員さんが把握していないものに対して、町長も把握していないまま議会に出したということにもなるし、逆に言えば、議会の決算の中で、最終日ではありましたが、猿田議員のほうから指摘があったこの意見書、つまり意見書、今回は取り下げられたわけなんです。決算認定が取り下げられたわけなんです。いずれにしても表裏一体であるということにおいて、取り下げたことは正解なんです。今後この意見書と決算書をどういうふうに、我々もどういうふうに考えていくかということも必要になっていきます。

と同時に、これは本当の意味で、どういうふうなところが間違っているのかというのは、今調査中であるというふうに聞いていますので、それはちょっと待たなきゃいけないと思うんですが、かなりこの数字に、先ほど来、大きな数字が、1億7,000万ぐらいのお金が大きく違ったりとか、監査委員さんも把握していなかったり、さらには町長も把握していなかったり、議会の最終日の指摘によって取り下げたというふうには、前代未聞の感じになっていますので、その前代未聞の部分をもう一度整理して、どういうふうに動かしていくかというか、確認作業をしているのかというのは、まず今回の総務委員会が考えるべき一つの課題だと思っています。まずそこから議論を始めたらいいのかなということで、一応資料の提出をさせていただきました。

そのほかについては、いろいろあるので、後でご覧になっていただければ分かりますが、これは猿田議員さんから違うよと、数字が違いますよといった指摘の文書であったり、これが最終日の会議録になっていますので、ご覧になっていただければ、町長、監査委員、そして議会、議員たちが何を議論したのか、はっきりわかっていますので、目を通しながら議論を進めていければと思っていますので、一応参考資料としての掲出をさせていただきました。

以上です。

○委員長（藺部 一君） ありがとうございます。

これ、堀口君、今の話の中で、進み具合を説明していただけますか。

○総務課長補佐（堀口祐一君） 進捗状況ですか。

○委員長（藺部 一君） はい、そうですね。お願いします。

○総務課長補佐（堀口祐一君） じゃ、よろしいですか。

○委員長（藺部 一君） 堀口君。

○総務課長補佐（堀口祐一君） 9月議会の最終日に、猿田議員のほうから間違いの指摘を受けまして、監査委員事務局といたしましても、指摘された箇所及びそれ以外の部分も可能性がありますので、もう一度精査するというので、来週の月曜日の幹部職員会議において、各課のほうに依頼をする予定です。大体2週間程度をかけまして、各課の確認をもらった後に、監査委員のほうに報告をした上で、意見書の修正という形でしたいと考えております。

○委員長（藺部 一君） ありがとうございます。

そうすると、当初監査委員さんのほうに回答するわけだな。

○総務課長補佐（堀口祐一君） 監査委員に修正の承認をいただかないと、意見書も修正できませんので、そのように考えております。

○委員長（藺部 一君） 修正が直ったときに、議会のほうにはどういう形での報告になりますか。

○総務課長補佐（堀口祐一君） 意見書については、町長に提出するというので、町長のほうに提出をしまして、決算書とともに12月の定例会において上程できればと考えております。

○委員長（藺部 一君） そうすると、この回答は12月の議会ということでいいんですか。

○総務課長補佐（堀口祐一君） はい、そういうことで考えております。

○委員長（藺部 一君） 委員さん、どうですか、今の回答で。

議長。

○議長（関 誠一郎君） あのね、監査委員、代表監査委員1人ですけれども、監査委員がちゃんと印鑑を、署名して印鑑を押して、こういう結果が出たということは、これ監査委員失格だよ、悪いけれども。このままで済まないよ。間違えましたでは済まないよ。それで決算委員会開いておいて、結局各常任委員会が2日も目いっぱいかけてやった中で、最後にこれが間違っていた、ごめんなさいでは済まないよ。監査委員失格だよということなんだけれども、総務課としては、監査委員に対してどういうふうに考えていますか。

○総務課長補佐（堀口祐一君） 私のほうから、その監査委員に対してどうこうということは、現時点でお答えできませんけれども、実際ご指摘、猿田議員からご指摘いただいた部分というのは、前年度の数値と、令和2年度の意見書を作成する中で、前年度の数値が間違っていたというようなことで、担当課のほうから連絡があったものを事務局のほうで修正したものでして、それを監査委員のほうに報告しなかったというのが原因でして、私のほうも責任を感じております。

○委員（小唄 孝君） これ、ちょっとまた、堀口君今の意見から行くと、去年俺、名前書いているのよ。その決算したやつが間違っていたから、今年は直したんだっつう話で、全然聞いていないのよ。去年の決算が間違っただけで、私がサインをしてるっつう

ことが、えらい問題だと思うんだよ。

サインしてんだよ、私は。それ考えたら、私はだって、間違っただけにサインしているつつうことで、大問題だと思うんだよ。そういう答弁されちゃうと、佐藤君の話じゃねえ、関さんじゃないが信頼関係がなくなっちゃうってのは、そこら辺からなくなっちゃうべよな。我々が決算したやつが、去年のやつが間違っていたから直したんですなんつう話になっちゃうと。報告してから直されてたんでは、おかしい話だと思わない。これ、代表監査委員と俺、サインしてんだよ。堀口君のことを責めたくはないけれども、非常に。

そこら辺からいったら、今の答弁で行くと、おかしいと思わないか。間違っていたから直したつつう、我々はサインして、決算書、報告書、2人で去年は出してんよ。今年なんかは、俺は今言ったように、今までの状態が、協力度が全然ないのよ。資料出しても何でも答えが、ああまで5枚くらい出したり何かして、そんで法律違反だから、介護予防だって金を返しなさいって言ったって、それは返さない。法律で守られているやつが、法律じゃねえやつをやっている、あれ、去年のやつを監査やったやつが間違えたつつうんだったら、どこを信じればいいんだか、そこを、問い正してください。

委員長、去年の決算が間違っていると、去年の間違いから行がねきゃなんねえな。大きな問題になっちゃうんじゃない。

○委員長（藺部 一君） そこんところをよく……

○委員（小坏 孝君） 去年の決算報告書が間違っているつつうのは、勝手に事務局で直して、間違っていましたから直しましたつつう話で行くと、俺のサインしているやつがおかしい話だねえの。我々には報告がねえ、直してもいいですかつつう、決算やり直し認定、去年は去年で決算認定受けてんのに、俺は反対したけれども。やっていることが、執行部のやっていることがごちゃごちゃなのよ。全て。

○議長（関 誠一郎君） あの、堀口君か、全員課長もそうだけれども、ごじゃっぺ云々じゃなくて、情報の共有を議会に出さないから、こうなっちゃうんだ。間違いは間違いで事前に、やっぱりこれ、チェック体制が甘かったんだよ、これ総務課が。

○総務課長補佐（堀口祐一君） そうですね。

○議長（関 誠一郎君） チェック体制が甘くて、いや、申し訳ない、こういうわけなんだと謝罪して、情報の共有をすれば……。

○委員（小坏 孝君） 何で監査委員にも報告してねえで、間違いでしたなんつう話すんのかな。

○議長（関 誠一郎君） 監査委員にも、監査委員が第1号に、実はこういうことがあったんだと。これやんないと。

○委員（小坏 孝君） それはおかしいんでねえの。監査委員に訂正も何も報告してねえで、去年の間違っていましたなんて、根本的に違うところが意図的にあるようにしか考えられねえよな。堀口君、責めたくはないけれども、監査委員が、これ名前書いてんだよ、去

年、私だって。それが間違っていましたって言って、我々に訂正もさせないで、それが勝手に今年の報告書で直しているつつうのは、これはいいかげんな話だって。認定したやつを。

○議長（関 誠一郎君） それと、あれだよ。12月にもしやるなら、やっぱり決算委員会を開かなくちゃ駄目だよ。ちゃんと説明を。

○委員（小唄 孝君） だって、監査委員だって、監査していないのよ、今年。ほんで、これは出すなって注意したのよ。2人の監査委員が同意しないやつは、監査報告は出せないことになってんのよ。それを勝手に、あなたらが、俺は今度のやつには、決算報告書は出ないと思っていたのよ。俺は決算認定やらないよ、協力度がないから。それで、是正しても直さねえし、資料出ねえ、何もしねえ。全てごちゃっぺにやっていて、それを決算認定してくんちよったって、できるわけないでしょう。

法律にのっとってきちんと、介護予防だって設計図どおり、仕様書どおり、全てやってねきゃ法律違反なのに、それが勝手に払っちゃったやつはいいんだとか何とか言い、ほんであと、使用料でも何でも、町長が認めるものはただ、議会の議決も同意も得ねえで、使用料も取らない、何も取らない。指摘したって、議会の同意もらうわけでもねえ、何もしねえで、そういう決算認定を私にやってくんちよったって、できるわけない。非常に、だって協力度がねえんだもん、執行部が。

堀口君が一生懸命やってくれてるのは、みんなに報告しておきたいんだけど、町長たるものが、態度が悪い。佐藤君の話聞いたって、さっきの話からいったって、町長に言うのと、こうなんですつつう。本当に町長が、本当に町をつかさどる町長なのかなと思うと、がっかりするよ。1万8,000人の280万くらいの40万くらいの総予算を任せておくのが非常に心配で、本当に責任を持って、この間の議会でも言ったけれども、辞表を書いて辞めてくださいって言ったけれども、そのとおりだよ。

委員長、そこら辺、伝えてください。こういう、ごじゃっぺな予算をつかさどって、1万8,000ないがしろの町民の町長と話して、自分の思いのまま何でもただ、何でもただ。自分の気に入るねえところは金取って、そういう町長の独壇場でやっているような町の財政運営で、監査委員がついていけるわけない。取るやつは取る、条例で決まってるんだから、取るやつは取る。サービスしてもいいやつは、議会に出す。議決する。予算に取って、予算を取る。予算を取ったら、今度は決算に乗せる。

それが流用ばかりで、大まかに予算を取ってあって、第1番に学童保育なんか、石塚の学童保育と青山の学童保育、2つ予算取ってたなんつつうのは、増井君に聞いたらびっくりしちゃうよ。財務課さ持ってたたら、2つ束ねて1山幾らで予算取ったんです。私は1個1個、増井課長は財務課に出したんだけど、2つ束ねて1億1,000万取ってっから、俺は外構工事まで取ってあんだと思ったら、外構工事取ってないです。常北小学校の学童保育、石塚の学童保育、2つ取っていました。そういうので決算できっけ。予算は1個1個別に、議会の議決をもって予算取りをしねきゃなんねえのに、2つ束ねて予算を取って

いましたなんてやつで、監査委員が判こを押せると思いますか。

○委員長（菌部 一君） 駄目ですね、駄目。

○委員（小坪 孝君） 総務委員長、そこら辺、はっきり言ってくださいよ。2つ束ねて予算を取っていて、決算認定やってくださいなんて。できるわけあんめ、決算認定なんか、んだって束ねて2つ予算取っていて、1山いくらでとって、長寿応援課の予算なんか、介護予防だなんて、大まかに取ったやつが流用、流用で、みんな流用ばかりで、どの予算が幾ら取ってあったんか分かんねえ。ホロルの湯なんか、大まかに介護予防で取ってあったから、いいんです、338万、330万払ってもいいんですよなんて、そういうので決算やれつつって、監査委員務まりますか。山桜の監査委員は、1,700万の定期預金があるつつうことで決算認定を受けていたのよ。阿久津博子さんから印鑑もらって。それは、1,700万の定期は架空のもので、無くて、町長が社長になったら、実際には定期預金の1,700万は存在していないと。そういうことで、町長は定期預金がないから、税理士頼んだり、弁護士頼んだり、えらい調査してんのよ。

○委員長（菌部 一君） それは、前のときでしょう。

○委員（小坪 孝君） 前のときに。そんで、監査委員が印鑑を押していたからといって、50万の罰金を取られてんのよ。

○委員長（菌部 一君） その、それ、山桜の関係だろ。

○委員（小坪 孝君） 山桜で。町の監査委員で、これだけごちゃっぺにやられていて、監査員が幾ら罰金払えばいいの。総額280億ぐれえの予算やってんのに。1,800万の定期預金がねえからといって、そんで裁判やったらば、売上げに赤字で、適正な売上げが、仕入れやっていたとこなんとかもやもやにして、我々は報告も何もしねえ。弁護士費用が幾らか、幾ら使ったんだか分かんねえ。何も調べさせない。そういうので監査委員やれつつたって、決算認定受けられますか。強く言ってくださいよ、あなた、総務委員長なんだから。総務委員会での予算は、幾らだか分かっていますか、総務委員長、総額で。総務委員長が把握してなきゃ駄目だよ、120億ぐらいの一般会計予算を使って動くんだから、本当。

そういうことで、怒りたいのよ。監査委員は、この報告書も出すなよと。もう、ごまかすのは得意なんだから。ホロルの湯で分かってんのよ、答え合うまでに5枚出さねけ、答えがあわねえの。なら、この決算認定だって、これ5回位出さないと合わないべな、最後の決算認定報告書は。これですか、これですかって、間違いばかり、直すの早いかな。

だから、あれだよ、藤咲さんが指摘したり、みんな指摘したり、そりゃいいんですなんて小馬鹿にしたような答弁で決算認定やってくださいつつたって、監査委員、1,700万円の定期預金なくて50万取られてんのに、幾ら払えばいいの。俺は、金幾らあったって、決算認定なんか判こ押せねえ。出納検査だけは、金がなくなっちゃうとしゃあねえから、出納検査だけはやるよ、検査だから。これは、決算認定だから。認定は議会がするものだと思っつたら、監査委員の報告書が今日のあれでは大事だつつうのは、一心同体で大事

だつうのは初めて知ったけれども、そういう感じでいて、みなさんに知っておいてもらいたい。

今の町長のやり方だつうのは、とにかくごちゃっぺで、いいんです、いいんですって、絶対言ったら曲げねえで、予算だってホロルの湯に言ったやつ、それは契約書どおりにやっていない、仕様書どおりにやっていないから、返金させてくださいよ。それもいいんです。さっき、副町長呼んで注意したけれども、決裁もしねえで。

とにかく、ごちゃっぺだ。この町は、これは本当、夕張以上になっちゃうよ、このままで歳入を考えないで歳出ばかりやっていて、学校給食が5,000万払っていて、通学バスが過疎対策費で1,000万借金してんだよ。5,000万のやつが教育予算で払えて、通学バスが1,000万、過疎対策費で借金しなきゃ、バス代が払えねえの。そういうので決算やってくれていったって、何がなんだかごちゃっぺで分かんめえ。学校給食費無料、5,000万無料にすんだらば、5,000万のやつを無料にすんだら、1,000万の通学バス、中学校の通学バスだって、1,000万くらいは将来の子供らに借金残す必要はないでしょうだつうの。違う。

それで、あと山桜に、あのキャンプ場にしたりって、意地やけっからしゃべりてえけれども、もうね、皆さん知っていると思うよ。菌部委員長ともしゃべったけれども、キャンプ場、解体費4,000万組んであります。それで、あれは60万で解体しんともいいんです。町やつもそっくり借ります。それで、菌部さんだつう人に返した。60万もらって、町が。ほしたら、その後、440万の合併特例債を使って設計費を払ってんのよ。440万の合併特例債の解体の設計費を、440万使って払ってんのよ。ほしたら、それ、我々に60万入んだから、4,000万で壊さなくて済むんで、60万で逆に金をもらえるんだから、あそこはそっくり、町の建物も何も貸してやって、どうぞキャンプ場を再生してくださいということでお願いしたのよ。

それなのに、1,650万の合併特例債を使って、我々が菌部さんに渡してから解体費が発生してらつうことが、おかしいでしょう、藤咲さん。もう、菌部さんに渡した後に、1,650万の解体費が合併特例債で借金して払われてんのよ、解体費が。我々が売っちゃってから。それも、いや440万の解体費だつうのは、全部壊すための設計費なのに、設計費幾らかかったんだつうたら、160万です。440万合併特例債で借金しちゃってんのよ、合併特例債だつうのは事業費の95%しか出ないのよ。5%は、その事業費に、自分の財産を、あれを出して、足して100%にしなきゃなんねえのよ。おかしいでしょう、440万の合併特例債を借り受けて設計してんのよ、使った金が165万円なんだつうのよ。合併特例債をばかにしているでしょう、国を、今の町長が。165万円の合併特例債なら話は分かっけど、440万の合併特例債を、設計費を使ってんだよ。

これから調査しようと思っただつうけど、これは前に、家に犯罪やってっぺって言って、慌てて来てくれたときに、加藤木議員さんも指摘したんだけど、そのときには暴露しなかったんだ。今日初めて言ったのよ。160万円の設計料が、440万円の合併特例債を使って

いるなんつうのも、いいかげんな事業をやっているでしょう。それが、今年の決算に出るやつなのよ。それを分かっている決算、監査委員は判こ押せますか。

やるんなら、ちゃんと最初から、決算認定やりましょうよ。一からやり直して、12月に報告書だけ直せばいいなんつう問題ではないと思う、俺は。そういう合併特例債が、国をだまして、160万の金が440万、事業費入れっと460万ぐれえ、だましているわけだよな。

小林課長、何か質問ありますか、それについて。私が言っているやつについて。

○委員長（菌部 一君） 小林課長。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） すみません、突然の話なんで、資料も何も持っていないものですから、よくそのお話の内容を今聞きましたんで、ちょっと時系列、整理をさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員（小坏 孝君） 議会の議決をしてからの解体費が発生しているなんつうのは、おかしい話で、菌部委員長だって不思議に思ったんだよね。

○委員長（菌部 一君） 当時からね。工事始まったから。

○委員（小坏 孝君） そうだよな。議員さん、誰も思ってたよ。

○委員長（菌部 一君） ただ、そのときに、ちゃんときちっと町のほうに言わなかった私も悪いのかもしんないんですが、小坏さん、今、小林課長言ったように、精査してもらって、後で返事をもらうっつうことができますか。

○委員（小坏 孝君） これ、440万円の合併特例債を使って、160万円の165万の設計費だっていうのが、国の金をだましていることだよ、俺からすれば。これ、決算なんかできるわけあんめえどう考えたって、令和2年度の事業で。大ちゃん、どう思う。

○委員（河原井大介君） そのとおりだと思います。

○委員（小坏 孝君） 国をだましているんだよ、この町が。440万合併特例債で借りちゃってんのよ。銀行もだましている、国もだましている。実際に設計費は165万円だっつうんだよ。

大ちゃん、しゃべれよ。あとは頼む。

○委員長（菌部 一君） 河原井委員。

○委員（河原井大介君） 結局、今日総務委員会をこう開いているんですけどもね、もうカオスなんですよ。カオスってね、いわゆる混沌としていたり、無秩序、ルールがないわけです。何やっても何聞いても、何かの失敗だったり、何かの隠し事だったり、そういうルールや、そういった全ての問題がはっきりしない。

これ、何でかっていうと、恐らくこれは、間違いなくリーダーシップです。町長のリーダーシップが問題。つまり、目標に向かって、じゃ、どうするのかというよりも、何か問題があったときに、それを隠そうということによってのみ、行政が動いているってことなんですよね、今日分かったことは。職員さんたちも、かわいそうなんです。町長が一応社

長なので、言うこと聞かないといけない。特に、税務なんかはそうでしたよね、はしごを外されたり、ありました。

結局のところ何が問題かという、じゃ、これから税務の問題を、公正・公平性が、じゃ、税はどうなっているんだという議論もあるし、この決算認定だって前代未聞なんだけれども、監査委員の責任や、さらに議会の責任もありだけれども、町長の責任はどうなっているのということがあるし。金の使い方については、もう今、先ほど来、小塚さんおっしゃったように、もう問題だらけであると、まちづくり戦略課に関しては。いろいろあるわけですね。公用車の問題もそうだし。

やっぱり、これは議会もそうなんです、もうこれ職員さんもそうだと思うんです、大変だと思うんですけれども、やっぱり加藤木さんおっしゃったように、本当のこと、本当のことを話をして、それで直していかないと、何かこう、うみがたまったままというか、もうカオス状態というか、何やってんだか分かんないので、やはりいま一度、もう一回、職員さんたちを私たちは責めるということは、あまりしたくないし、こういった形で何かやれるような感じでもないんですけれども、ただある程度、この本当の意味で、今の町長はもう本当にひどい。これ、リーダーシップは非常にひどいので、ここだけは是正するように、ここだけ共通認識は、いまいる課長さんだけは我々ちょっと認識持ちたかったんです。あまりにもひど過ぎます。

結局、報告だけというか、私はもう決算委員長というか、報告しちゃっていますけれども、その前に巻き戻れば、もう一回、12月きちっとやったほうがいいと思います。本当に、ゼロから、きちっと。そうしないと、もうみんな不安になっているし、分かんなくなっちゃっているんで、いずれにしても、そのリーダーシップをただすためにも、総務委員さんのお力を、やはり出して、これから……

○委員（小塚 孝君） もう、町長に辞めてもらいたい。

○委員（河原井大介君） まあ、お願いします。

○委員長（藺部 一君） 藤咲さん。

○委員（藤咲美美子君） 決算というのは、やっぱり予算を立てたところで、どういう決算をしたのかという、そういうところで多分問われてくるんだと思うんです。その予算が予算どおりできなかった、決算が出たときに予算どおりできなかったものが何だったのか、予算どおりだったんだけれども、オーバーしてしまったものは何だったのかというようなことが明らかになっていけば、我々もきちんと、ああ、これはオーバーしたのは何でオーバーしたのっていう比較とか、そういうのができるんだと思うんですけれども、なかなか決算だけ我々見ていると、主要事業のいろいろ詳細があるんですけれども、非常に今回の決算は、皆さん執行部でもよくしてくれてね、とても分かりやすいんですけれども、じゃ、予算どおりにできたものは何だったんだろうかと、そこら辺のところ、これが町民のためにいいのか悪いのか、そこら辺のところを見極めながら、私たちは審議をしなければな

らないんだと思うんですね。

ですので、私自身も、もう少し勉強しながら、予算と決算の評価をきちんと見ながら、比較しながら、決算に今度挑んでみようと思っています。ですので、執行部の皆さんと一緒にやっていきたいなと思っています。

我々は、執行部のやっていることが、いいことなのか、悪いことなのか、間違っていることなのかをチェックするのが、議員の役割です。チェック・アンド・バランスです。ですので、このところはしっかりとやっぱり、もう少し、これは足りなかったからやっちゃったんだ、これがいろいろもう間に合わなくなって、これをやりたかったからやっちゃったんだ。じゃ、そのお金はどこから持ってきたのと、そういうような流用。流用をしたら、したでいいですよ。それを、どこからどのように持ってきて、どういうことをやったのかという報告がきちっとされれば、納得することなんです。それで補正予算が組まれたりとか、いろいろありますけれども、その補正予算をどのように使って、どのようにしたのかというようなこと、予算に対しての補正があって、そして決算が出てくる。そういうようなことの流れを、きちんと見える化にしてもらえれば、我々こんなに戸惑うこともないんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。ご意見です。

以上です。

○委員長（藺部 一君） ありがとうございます。

執行部といたしましても、そういう議会からの意見があったということで、しっかり受け止めて、やはりこの執行部と議会は、敵対性じゃなくて、相互に協力し合って町の発展に寄与するという意義があるわけですから、そういう点でよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかに、委員さんでご意見ありましたらば。

○副委員長（加藤木 直君） この決算のほう。

○委員長（藺部 一君） はい。

○副委員長（加藤木 直君） ちょっと、さっき補佐のお話聞いていて、ちょっと分からなかったんだけど、じゃ、令和2年のは合っているのね。元年のは間違っているのね。

○総務課長補佐（堀口祐一君） 令和2年度についても、現時点で間違い発見しておりますので、その辺も改めてご報告させていただきたいと思ひます。

○副委員長（加藤木 直君） どっちもあんだ。

○委員長（藺部 一君） はい、河原井さん。

○委員（河原井大介君） ごめんなさい。令和2年度のほうでも、間違いがある。

○総務課長補佐（堀口祐一君） はい。今時点で、確認できているところが数か所ございます。

今後、来週以降、ちょっと各課のほうに確認の依頼をしますので、その中でまた出てくる可能性もありますので、その辺十分精査しまして、議会に上程したいと考えております。

○委員（河原井大介君） 再度なんです、その決算書のほうは間違いないと。コンピューターで全部やっているので。全然間違いないというお話だったんですが、総務課長。それを、それについて、ちょっと言及してもらっていいですか。

○委員長（藺部 一君） はい、課長。

○総務課長（山口成治君） 今回問題になっているのは、意見書のほうの数値の違いということで、各委員さんに決算の時点で見えていただいた数値、決算額につきましては、誤りがないと。会計課から町長に報告されているものについては、誤りがないということで、あくまでも今議論、お話いただいているのは、意見書の内容ということでご理解いただきたいと思います。

○副委員長（加藤木 直君） 町長が、単なる事務的なミスということを言われているんですけども、これ単なる事務的なミスだったら、これ普通に出された書類って、いつも疑っちゃいますよね、単なる事務的なミスだけでは。まず、何でああいうこと言ったのかなと思うんですけども。これ、単なる事務的なミスで済まないじゃないですか。まず、それはちょっと、そのぐらいのものなのかなって思っちゃうので、それは撤回していただきたいと思うんですよ。単なる事務的なミスつつうのは。

○委員長（藺部 一君） 重なり過ぎてるね。

○副委員長（加藤木 直君） うん、そうね。

○委員（小坏 孝君） これ、どっちが正しいの。去年のやつが正しいの、今年の子のほうか正しいのか。監査委員に報告しねえから。

○副委員長（加藤木 直君） どっちもあるんです。どっちもあるんです。

○委員（小坏 孝君） どっちもあるつつったって、去年のやつは監査委員で名前書いてんのに、それが間違ってたなんつうんだったら、とっくの昔に訂正しとかなきゃおかしいんじゃないかね、監査委員に。みんなにも報告して認定受けてんのに。そこら辺から言ったら、総務課長、おかしい答弁しねえでくれよ。俺は、だって、名前書いてんだから、去年は。今年は書いてねえけれども。

○委員長（藺部 一君） 山口課長。

○総務課長（山口成治君） 今、監査委員さん言われるように、ここに署名のほう、去年の分いただいています。それも合わせて今回調査対象にしていますので、それで精査して、はっきりさせていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員（小坏 孝君） 去年は間違いないと思って決算認定を出してんのに、それが数字がいじくられてるつつうことが、監査委員としても、決算報告書がいじくられているのは、町の出納検査やったって、決算やったって、何もならねえんだねえの、これ。監査委員が書いた、監査委員が書いたんだからね。

○総務課長（山口成治君） 分かりました。

○委員（小坏 孝君） それが、数字が打ち間違いだなんてやっていたんでは、みんなに

信頼関係がないでしょうっての。我々には報告でもして、直してんだらいいけれども。まあ、みんな直してきんだもん。見ろよ、開発公社の、あのいいかげんなやつだって、もう金も返さないで、いいんだ、いいんだ、副町長呼んでしゃべったって、何がいいんだか説明もできねえし。何がいいの、法律違反やっておいて。

法律っちゃ、破られるためにあると言うけれども、法律違反の我々が条例をつくる立場でいなのに、それがいいんだつったんだつたら、今農家の人、困ってんだよ。大特取んなくちゃ駄目だって大型、農家のテラー乗ってる人ら。町が条例決めて、大型特殊取んなくても、城里町の農家の人はいいんですよって、条例決めてやったらいいんじゃないの。農家が乗ってもいいんだって、警察がはっているやつ、法律違反をあなたらが破っていいんだ、いいんだって言ってんだつたら、農家の人への援護もしろよ、俺からすれば。農家の人、高い金かけて、大型特殊取りに行っって、今混んでて受かんねえんだとか、農場試験場行くとタダで取れただけけれども、混み合っって取れねえんだなんて言っって、法律違反は駄目なんだから、全て駄目なんだよ。それなら、農家の人への大型特殊も取んなくてもいいって、町で条例決めてやったらいいんじゃないの、国に逆らっって総務課長そこら辺どうなんだよ。

○委員長（藺部 一君） 山口課長。

○総務課長（山口成治君） 法令、条例にのっって、やっぱり運用すべきだと思います。

○委員（小坪 孝君） だから、法律で駄目だつうから、酔っ払い運転だつって何だつって駄目なんだから、うちの町は法律には関係ねえだつうんだつたら、酔っ払い運転でも何でも推奨してやったら、飲み屋さんだつって何だつって活気があふれんだねえの。あなたらが守んねえ立場でいるんなら、法律。

○委員（河原井大介君） 委員長、1点だけいいですか。

○委員長（藺部 一君） 構わないです、すみません。

○委員（河原井大介君） ちょっと1点だけなんですけれども、ちょっとずっと気になっっていて、議会の最終日で、横倉監査委員が、今回の議事録でもあるんですけれども、把握してないって言っっているんですね。それは、本当の意味というのは、読んでいないという、認識してない、分かんなかった、横倉さんも分かんなかったのか。これ、資料そのものは何ですか。

○委員（小坪 孝君） いや、直すんだつたら、やっぱり監査委員に報告して、みんなに報告する前に去年の……

○委員（河原井大介君） 小坪さんの、先ほど監査委員としての意見では分かったんですけれども、横倉さんとの話合いとか、今こういう感じになっって大問題になっっているわけなんですけれども、どういう話合いというか、一般……

○委員（小坪 孝君） だから、さっき関さんに責められたように、責任は十分にあっぺから、言われてんだもん、かわいそうだっぺが。

- 委員（河原井大介君） いやいや、かわいそうも何も、監査委員なので。
- 委員（小唄 孝君） 出しちゃった以上、俺は、出すな出すなって、止めたのよ。一人では出すな、責任が重いから。
- 委員（河原井大介君） 決算書出すにおいては、一体として意見書も出さなきゃいけないので、仕方なく出したんです、それは。
- 委員（小唄 孝君） でも、それは2人の合意がなければ、出せねえのよ。
- 委員（河原井大介君） まあ、いろいろありますけれども。
- 委員（小唄 孝君） そんで、決算をやんのにも条件を出して、介護予防のほうのやつ、あれもきちんと精査しなさいよ。それは、全然精査しねえで、俺に決算をやらせねえのよ。
- 委員（河原井大介君） それじゃ、私、一遍聞きたいのは、横倉さんが把握していないという理由は、どのように認識していますか。
- 委員（小唄 孝君） 把握してないよな。
- 委員（河原井大介君） どういうふうに行っているのかをちょっと聞きたいんです。
- 委員長（藺部 一君） 山口課長。
- 総務課長（山口成治君） 監査委員のほうから、その発言の主意そのものは確認をしていないので、私のほうからちょっとお答えすることができないんですけれども。
- 委員長（藺部 一君） 議長。
- 議長（関 誠一郎君） 今の監査委員の話だけれども、私実際に監査委員と電話して、いろいろ話しました。それで、監査委員は辞表したい、辞めたいと。にもかかわらず、町長が足しげく通って、辞めんな、辞めんな。総務課長も行ったかな。
- 委員（河原井大介君） それは本当なんですか。
- 議長（関 誠一郎君） 辞めないでくれということで嘆願してきて今、今日に至っている状態ですが、横倉さんとすれば、すごくこの重荷に感じていると思うよ。
- 委員（河原井大介君） え、あの、総務課長も行ったんですか、横倉さんのところ。
- 議長（関 誠一郎君） 総務課長も行ったような話は聞いている。
- 委員（河原井大介君） 止めに。
- 議長（関 誠一郎君） 辞めないでってと。
- 委員長（藺部 一君） 行ったか。山口課長。
- 総務課長（山口成治君） 私はちょっと、その進退については、コメントは差し控えさせていただきます。
- 議長（関 誠一郎君） ただ、辞めたいと言ったのは……
- 委員（河原井大介君） 行ったんですか。
- 総務課長（山口成治君） それも含めて、差し控えさせていただきます。
- 委員（河原井大介君） 何で差し控えるの。行ったのかどうかぐらい。

- 委員長（藺部 一君） まあ、別にそれはいいんじゃないねえの。だって、留意するのは、立場上、あれだもん。だから、決して責められるわけでもねえかと思うよ。
- 委員（小唄 孝君） だって、あなたらが間違っただけで辞めんなって言って、行くのが常識だねえの。それが言えねえなんつうのは、非常識だよな。
- 委員長（藺部 一君） まあ、言いたくなければいいけれども。
- 委員（河原井大介君） いや、言いたい、言いたくないじゃなくて、今の話が本当かどうかを確認しただけです。
- 委員（小唄 孝君） 非常識だよ、言えないなんつうのは。
- 委員（河原井大介君） 言いたいか、言いたくないじゃなくて、今の話が本当かどうかの事実を確認しただけ。
- 委員長（藺部 一君） はい、分かりました。その事実の確認だけで。
- 委員（小唄 孝君） ただ、行くなんていうのは、常識じゃないの。それが発表できないなんていうのは非常識……
- 委員長（藺部 一君） それも拒否か。
- 委員（河原井大介君） 違う、その関係するのかどうか……
- 総務課長（山口成治君） 差し控えさせていただきます。
- 委員長（藺部 一君） 拒否か。
- 総務課長（山口成治君） 申し訳ないです。
- 委員長（藺部 一君） 拒否だそうです。
- 議長（関 誠一郎君） 想像にお任せしますだね。
- 委員長（藺部 一君） 立場、立場、あるからな。
次に、ほかにありますか。
- 副委員長（加藤木 直君） 最後か。
- 委員長（藺部 一君） 最後。
- 副委員長（加藤木 直君） ちょっといいですか。
- 委員（小唄 孝君） いや、監査委員が辞表を出すんだなくて、町長に辞表を出してもらってえやな。こういうような行政やっけて。
- 副委員長（加藤木 直君） 税務課長、いいですか。
- 税務課長（佐藤 宰君） はい。
- 副委員長（加藤木 直君） ちょっと、また戻っちゃうんだけど、過誤納付ということが分かったときに、速やかに当然、返還するのが当然なんだけれども、そのお金って、返還金って、どうやって返すの。補正か。流用か。
- 委員（小唄 孝君） 補正を取んなきゃ駄目だつってんの。
- 副委員長（加藤木 直君） 流用しているよ、でも。
- 税務課長（佐藤 宰君） 税務課としましては、補正ということで進言しているところ

です。今、協議しているところです。

○副委員長（加藤木 直君） じゃ、それが早めに返すということになれば、当然臨時もやるようでしょ。

○税務課長（佐藤 宰君） 上の判断でありますけれども、まだこちらが協議しているところで、保留になっているところです。

○委員（小坏 孝君） それは予算の適正化で、そういう返すやつがあれば、やっぱり予算の適正化。

○副委員長（加藤木 直君） 本来、レイクスだってね、もう去年のうちには分かっているということなんでしょうから、当初予算にも入れられたはずなんだけれども、向こうから言ってこなければ、分かんなければそのままにしちゃうということだろうから。それ、ちゃんとした経緯をたどって、やってくださいよ。流用とかじゃなくて。

○委員（小坏 孝君） 違う、経緯をたどってやろうとしてんだけど……

○副委員長（加藤木 直君） いや、したでしょうよ。流用して返したでしょう。これ。

○委員（小坏 孝君） 副委員長、いやいや、税務課でもどこでも、経緯を正してやろうとしてんだけど、そこに防波堤になっているのが、町長がいいんだっつってやらせねえのが問題なのよ、全て。

○議長（関 誠一郎君） そうなんですよ。そうそう、それなんです。

○委員（小坏 孝君） そういう町長だから、駄目だって俺が言うのよ。

○委員（河原井大介君） じゃ、委員長ね、委員長。

○委員（小坏 孝君） みんなはやりてえのよ、ちゃんと。

○委員（河原井大介君） 委員長、そしたら、そしたらば、もう皆さん、申し訳ないんですが、そのときに、やりたいって言ったときに、町長に断られた瞬間に電話いただければ、総務委員長、総務委員会開いてやりましょうよ。だって、おかしいことやっているんですから。情報を提供してください、どんどん。やはり、コンプライアンス違反だし、様々な問題で問題が起きているんで、我々議員、誰でもいいです。電話1本ください。これは、おかしいと、きちっと是正しなきゃいけないんですから。

○議長（関 誠一郎君） 全部、今回の問題。

○委員（河原井大介君） 全部そうだよ。

○議長（関 誠一郎君） やってんのは、全部町長がストップしているから。

○委員（小坏 孝君） ストップかけていて、やらせないのよ。

○委員（河原井大介君） だから、みなさんも、我々後で責めるんじゃないくて、その瞬間に上遠野に対して話をしますんで、ぜひ情報の提供をお願いします、すぐに。何やっているか、隠すことでも何でもないので。

○議長（関 誠一郎君） ただ、怒られんだ。

○委員（河原井大介君） だから怒られても、我々やりますよ。徹底的にやりましょうよ。

○委員（小唄 孝君） 法律まで捻じ曲げて、いいんだ、いいんだっつってやらせねえんだから、どうしようもねえ。

○委員（河原井大介君） 我々、ただ、戦う意思はあるでしょう。

○副委員長（加藤木 直君） 守んだからな。

○委員（河原井大介君） だって、我々、戦う意思あるんですよね、総務委員会は。委員長、町長と戦う意思はあるんですよね、我々。だったらいいじゃないですか。

○副委員長（加藤木 直君） 我々は、はしご外さねえから、やっってくださいよ。

○委員（河原井大介君） やりましょうよ。

以上です。

閉 会

○委員長（藺部 一君） 分かりました。

そのほかに、大丈夫ですか。

じゃ、議会のほうも……

○委員（小唄 孝君） 災害対策会議はどうだったの。経過報告しろよ。中座したのに。どういうことを決めたの。

○委員長（藺部 一君） じゃ、あの、いろいろたくさん……

○委員（小唄 孝君） それもしゃべれねえのか。

○委員長（藺部 一君） たくさんご意見はいただいたんですが、定刻となりましたものですから、これで閉じたいと思います。

最後に確認をしたいんですが、今日13日1時半から……

〔「来月だ、来月」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藺部 一君） 来月、今日つつた、すみません。来月13日1時半から、ここで総務民生委員会を再び開きますので、そのときにおいでいただくのが、山崎課長、あとキャンプ場の関係で小林まち戦課長ということで、いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藺部 一君） じゃ、そういうことで、よろしくお願ひします。

大変ご苦労さまでした。

午後 4時59分閉会